

議会の概要

平成 22 年



立佞武多（五所川原市）

青森県議会事務局

目 次

議会のあらまし

1. 議会の沿革	1
(1) 沿 革	1
(2) 歴代正副議長	11
2. 議会の組織	13
(1) 議員定数	13
ア 議員定数の変遷	13
イ 選挙区別議員定数	13
(2) 議員名簿	14
(3) 年齢別構成	16
(4) 職業別構成	16
(5) 当選回数別構成	16
(6) 所属会派別構成	16
(7) 会派の変遷	17
3. 議会の運営	19
(1) 定例会及び臨時会	19
(2) 本 会 議	20
(3) 議会運営委員会	20
(4) 常任委員会	22
(5) 特別委員会	23
(6) 請願及び陳情	24
(7) 議員の派遣	25
(8) 議会の傍聴	26
4. 議員の議員報酬等	27
(1) 議員の議員報酬及び期末手当	27
ア 議員報酬	27
イ 期末手当	27
(2) 費用弁償	28
ア 内国旅行の旅費	28
イ 外国旅行の旅費	29

(3) 政 務 調 査 費	29
(4) 議 員 親 交 会	29

議 会 事 務 局

1 . 議 会 事 務 局	31
(1) 組 織	31
(2) 職 員 数	31
(3) 分 掌 事 務	32
(4) 議 会 の 刊 行 物	33
(5) 予 算 の 執 行	33
(6) 公 用 車	33
(7) 常 任 委 員 会 担 当 者	34
2 . 議 会 図 書 室	35
(1) 運 営 方 針	35
(2) 図 書 室 運 営 委 員 会	35
(3) 図 書 分 類	35
(4) 利 用 状 況	35
(5) 図 書 数 及 び 資 料	35
(6) 青 森 県 議 会 史 編 さ ん 事 業	36
3 . 議 事 堂	37
(1) 議 事 堂 の 概 要	37
(2) 県 庁 舎 見 取 図	37
(3) 平 面 図	38
4 . 議 会 の 予 算	41

県 勢 の 概 況

1 . 自 然	43
2 . 位 置	43
3 . 土 地	44
4 . 気 象	44
5 . 地 勢	44
(1) 主 な 山 岳	45

(2) 主 な 河 川	45
(3) 主 な 湖 沼	45
6 . 沿 革	46
(1) 青 森 県 の 変 遷	46
(2) 市 町 村 の 変 遷	46
7 . 県 の 人 口	47
(1) 年 次 別 人 口 の 推 移	48
(2) 人 口 動 態	49
(3) 市 部 町 村 部 人 口	49
8 . 県 の 予 算	50
(1) 一 般 会 計	50
(2) 特 別 会 計	52
(3) 企 業 会 計	52
9 . 職 員 数	53
青 森 県 行 政 機 構 図	55

議会のあらし

1. 議会の沿革

(1) 沿革

年号	年 月 日	事 項																								
慶応	4 3 14	五箇条の御誓文が宣布された。																								
明治	元 9 8	明治と改め一世一元の要を定めた。																								
	12 7	陸奥国の区域を二戸郡・三戸郡・北郡・津軽郡とした。																								
	2 6 17	版籍奉還を聴許																								
	9 10	藩制改革の命が出て知事以下の職掌を定めた。																								
4	7 14	廃藩置県の詔書煥発																								
	9 4	弘前県に斗南県・七戸県・八戸県・黒石県・館県の5県を統合し、弘前県とした。																								
	9 23	青森県と改称（弘前より青森に県庁を移した）																								
	11 2	民事堂職制を定める。																								
	12 1	県庁開庁式 庶務課・聴訟課・租税課・出納課・営繕課・東京出張所を置く。 弘前・田名部・七戸・八戸・五戸・福山に支庁を置く。																								
5	9 30	元館県を開拓使管轄に置く。																								
	11 9	太陰暦を廃止し、太陽暦を採用（5年12月3日を6年1月1日とする）																								
6	3	大小区制実施（本県は10大区72小区となる）																								
	5 23	神官、僧侶、村吏の会議（蓮心寺にて150人出席）																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一大区（東津軽郡）</td> <td>15人</td> <td>二大区（南津軽郡）</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>三大区（中津軽郡）</td> <td>15人</td> <td>四大区（西津軽郡）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>五大区（北津軽郡）</td> <td>17人</td> <td>六大区（下北郡）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>七大区（上北郡）</td> <td>12人</td> <td>八大区（五戸地方）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>九大区（八戸地方）</td> <td>13人</td> <td>十大区（二戸地方）</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>県 庁 役 人</td> <td>9人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			一大区（東津軽郡）	15人	二大区（南津軽郡）	18人	三大区（中津軽郡）	15人	四大区（西津軽郡）	13人	五大区（北津軽郡）	17人	六大区（下北郡）	13人	七大区（上北郡）	12人	八大区（五戸地方）	13人	九大区（八戸地方）	13人	十大区（二戸地方）	12人	県 庁 役 人	9人		
一大区（東津軽郡）	15人	二大区（南津軽郡）	18人																							
三大区（中津軽郡）	15人	四大区（西津軽郡）	13人																							
五大区（北津軽郡）	17人	六大区（下北郡）	13人																							
七大区（上北郡）	12人	八大区（五戸地方）	13人																							
九大区（八戸地方）	13人	十大区（二戸地方）	12人																							
県 庁 役 人	9人																									
	10 2	村吏職制を改正																								
9	2	県会規則と手続書を制定																								
	2 25	初の県会開会（職員93人） ○区戸長をもって県会議員とし、別に投票をもって名望人をこれに加えた。 ○大区長10人・正戸長63人・学区取締10人・名望人10人																								
	5 25	陸奥国二戸郡（十大区）は岩手県管轄となる。																								
11	7 1	会計年度改正（7月1日より翌年6月30日まで） （改正前は、1月より12月まで）																								

年号	年 月 日	事 項
明治	11 7 22	三新法公布 ○郡区町村編制法 ○府県会規則 イ 選挙有権者は20歳以上の男子で、地租5円以上を納める者 ロ 議員は25歳以上の男子で、地租10円以上を納め、3年以上居住すること。 ハ 投票は定数5名以内の記名式連記制 ニ 2か年に半数改選 ○地方税規則
	9 13	町村戸長公選法を布達
	10 30	郡区町村編制法により、東津軽郡・西津軽郡・中津軽郡・南津軽郡・北津軽郡・上北郡・下北郡・三戸郡が誕生
	11 6	県会議員選挙手続を布達
	12 1 14	町村副戸長を廃し、戸長用所を戸長役場と改正
	1 1	県会議員選挙（3月1日新県会議員集合）
	3 5	第1回通常県会開会（議員は各郡3人の合計24人）
	3 22	町村会規則布達 ○議員定数はその村の戸数による。 ○選挙権者は満20歳以上の男子で土地を有する者
	13 6 2	県会議員選挙手続改正 各郡定員3名を4名とする。
	11 5	府県会規則に常置委員会の事項を追加布告
	14 1 27	常置委員諮問条件を布達（委員は7名で構成）
	15 1 4	県庁新築落成式
	3 25	県会議事堂開場式
	7 7	県会議員各郡定数改正 東津軽郡4人・西津軽郡4人・中津軽郡5人・南津軽郡5人・北津軽郡4人・上北郡4人・下北郡3人・三戸郡5人・合計34人
	17 10 28	会計年度改正（4月1日より翌年3月31日迄（19年度施行））
	18 4 4	郡役所に庶務係・事業係・収税係・出納係を設置
	21 4 1	市制・町村制公布 但し、施行は22年4月1日より、地方の状況を参酌して府県知事の具申によってなすこと。
	22 2 20	町村の分合改称（旧村名は大字とし4月1日より実施）

年号	年	月	日	事 項	
明治	22	2	28	府県会議員選挙規則公布	
		4	1	市制・町村制施行（本県は1市・5町・165村）	
		5	1	第1回市町村会議員選挙施行	
	23	5	13	府県制・郡制公布 ○郡に自治体の性格を与えた。 ○府県会規則・区郡会規則を制定、郡区町村編制法廃止	
	24	6		府県会議員定数規則を制定	
		8	1	本県に府県制施行	
		8	21	府県制施行初の県会議員選挙（定員30人） ○選挙方法は郡会議員の連記複選挙法 ○東津軽郡4人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡5人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡1人・三戸郡6人・弘前市2人	
	29	4	1	本県為替方を県金庫と改称	
	30	10	20	牧知事の不信任案可決（26日、県会は解散を命ぜられた）	
		12	1	県会解散による県会議員選挙	
	32	3	16	府県制・郡制改正（府県に法人格を認む）	
		9	25	改正府県制による県会議員選挙（定員30人） ○公民による直接選挙・任期4年 ○東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡5人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡1人・三戸郡6人・弘前市2人・青森市1人	
	36	9	25	県会議員選挙	
	38	4	18	地方官官制改正（書記官を事務官とする）	
		6	15	県参事会会期を5日以内とする。	
	40	9	25	県会議員選挙（定員30人） 東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡5人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡1人・三戸郡5人・青森市2人・弘前市2人	
	44	9	25	県会議員定数改正・選挙（定員30人） 東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡2人・三戸郡5人・青森市2人・弘前市2人	
	大正	3	6	23	府県制改正（7月1日より施行）
			11	16	この県会で県会議員1人増員（三戸郡5人から6人・4年9月より適用）

年号	年	月	日	事 項	
大正	4	9	25	県会議員選挙（定員31人）	
	10	4	12	郡制廃止に関する法律公布	
	12	9	25	県会議員選挙定数改正（中津軽郡と弘前市1人減・上北郡1人増）	
	15	4	16	県会議員定数改正（定員32人）	
昭和		6	24	府県・市・町村制改正 制限選挙廃止・普通選挙制とする。	
		7	1	郡役所廃止	
	2	9	25	県会議員選挙（定員32人） 東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡6人・青森市3人・弘前市1人	
	3	2	20	普通選挙法による第1回総選挙	
	4	11	10	県会議事堂竣工	
	6	7	15	この県会で県会議員定数改正（定員33人） 東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡4人・弘前市2人・青森市3人・八戸市2人	
		9	25	県会議員選挙	
		9	3	8	町村合併勸奨
	10	9	25	県会議員選挙	
	12	9	18	臨時県会開会（非常時局打開のため）	
	14	7	10	この臨時県会で県会議員定数改正（定員35人・青森市と南津軽郡1人増）	
		9	25	県会議員選挙（定員35人）	
18	6		府県制改正 ○府県会の構成・府県参事会の権限・委員制度の活動 ○市町村制改正 ○市町村会の議決事項を制限列挙主義に改正 ○市町村長に助役の選任権を認めた。 ○町村会中心主義から町村長中心主義に改正		
20	6	10	地方協議会廃止・地方総監付設置		
	7	28	青森市空襲		
	9	29	戦時中の諸法令の廃止		
	12	1	終戦初の県会開会		

年号	年 月 日	事 項
昭和	21 4 10	初の民主選挙（衆議院議員） ○婦人参政権獲得 ○府県制・市制・町村制の根本的改正 ○地方自治第1次改革 ○住民参政権の範囲拡充 ○議会権限拡充 ○知事・市町村長の直接公選制の採用 ○選挙管理委員会・監査委員制の採用 ○直接請求権の採用
	11	公職追放令の拡充 県会議員15人（定員36人）が追放となり、過半数に達せず招集不能、参事会がこれを代行した。（22年まで）
	11 3	日本国憲法公布（5月3日施行）
	22 4 5	初の知事選挙（津島文治氏当選）
	4 17	地方自治法公布（5月3日施行） ○行政上に自主・自立性確立 ○都道府県議会に事務局を置く。 ○参事会制度の廃止 ○常任委員会制定（総務・教育民生・経済・農地・土木・警察の各委員会を組織）
	4 20	参議院議員選挙
	4 25	衆議院議員選挙
	4 30	県議会議員選挙（定数47人） （婦人議員1人当選） 東津軽郡5人・西津軽郡4人・中津軽郡3人・南津軽郡7人・北津軽郡4人・上北郡6人・下北郡3人・三戸郡5人・弘前市3人・青森市3人・八戸市4人
	5 15	第1回臨時議会、議事堂使用不能のため県立青森工業学校で開会
	24 6 1	地方自治庁設置
	25 4 15	公職選挙法公布
	26 4 30	県議会議員選挙（定数50人） 東津軽郡4人・西津軽郡4人・中津軽郡4人・南津軽郡7人・北津軽郡4人・上北郡7人・下北郡4人・三戸郡5人・青森市4人・弘前市3人・八戸市4人
	6 30	青森県議会事務局設置条例公布
	27 8 1	自治庁設置

年号	年	月	日	事 項
昭和	29	6	2	県議会常任委員会改組 総務文教・民生労働・農林商工・水産農地・土木・衛生
	30	3	17	県議会議員定数条例の一部改正（定数50人） 東津軽郡3人・南津軽郡5人・西津軽郡4人・北津軽郡3人・中津軽郡4人・上北郡7人・下北郡4人・八戸市4人・三戸郡5人・黒石市1人・青森市6人・五所川原市1人・弘前市3人
		4	23	県議会議員選挙（定数50人） 青森県議会委員会条例公布
	31	9	28	県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（定数51人） 東津軽郡2人・西津軽郡4人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡5人・下北郡4人・三戸郡4人・青森市7人・弘前市（含中津軽郡）6人・八戸市5人・黒石市2人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人
	34	4	23	県議会議員選挙（定数51人） 議事堂新築のため取り壊し、県議会事務局を元教育庁舎跡に移転
	34	8	15	県立図書館ホールで臨時県議会開会
	35	7	1	自治庁設置法改正により自治省に昇格
		12	23	新議会議事堂完成（36年1月竣工式）
	36	6	8	地方議会議員互助年金法成立
	38	4	17	県議会議員選挙（定数52人） 東津軽郡2人・西津軽郡4人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡5人・下北郡2人・三戸郡4人・弘前市（含中津軽郡）6人・青森市8人・八戸市6人・黒石市2人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市1人
	40	6	3	地方公共団体の議会の解散に関する特例法制定
	42	4	15	県議会議員選挙（定数51人） 東津軽郡2人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡5人・下北郡2人・三戸郡4人・青森市8人・弘前市（含中津軽郡）6人・八戸市7人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市1人
	46	4	11	県議会議員選挙（定数51人）
	47	3	25	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称の変更） 青森県議会事務局条例の全部改正
	48	7	2	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	49	3	29	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）

年号	年	月	日	事 項
昭和	49	10	8	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
		10	17	青森県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例公布（定数52人） 東津軽郡2人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡4人・弘前市(含中津軽郡)6人・青森市9人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市1人
	50	3	29	青森県議会委員会条例の一部改正（定数改正） 総務企画委員会（9人）・環境厚生労働委員会（8人）・農林委員会（9人）・水産商工生活委員会（8人）・文教公安委員会（9人）・土木公営企業委員会（9人）
		4	13	県議会議員選挙（定数52人）
	52	1	6	青森県議会会議規則の一部改正（議会運営上実態に沿うよう改め、議事運営の能率化を図る）
		6	6	青森県議会委員会条例の一部改正（委員の改選を任期満了前に行うため）
	53	3	25	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
		10	14	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布（定数52人） 東津軽郡2人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡3人・弘前市(含中津軽郡)6人・青森市9人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市2人
	53	11	1	青森県議会百年記念式典挙行（記念誌発行）
	54	4	8	県議会議員選挙（定数52人）
	57	10	14	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布（法定定数53人、条例定数52人） 東津軽郡2人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡3人・弘前市(含中津軽郡)6人・青森市9人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市2人
	58	4	10	県議会議員選挙（定数52人）

年号	年	月	日	事 項
昭和	61	12	23	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布（法定定数53人、条例定数51人） 東津軽郡1人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡3人・弘前市(含中津軽郡)6人・青森市9人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市2人
	62	4	12	県議会議員選挙（定数51人）
平成		4	30	青森県議会委員会条例の一部改正（定数改正） 総務企画委員会（9人）・環境厚生委員会（8人）・農林委員会（9人）・水産商工労働委員会（8人）・文教公安委員会（8人）・土木公営企業委員会（9人）
	63	11	1	青森県議会傍聴規則の一部改正
	元	4	3	青森県議会会議規則の一部改正（県の休日を休会とする）
	3	4	7	県議会議員選挙（定数51人）
		7	9	青森県議会委員会条例の一部改正（参考人の出席）
		12	10	青森県議会委員会条例の一部改正（議会運営委員会の設置） 青森県議会会議規則の一部改正（議会運営委員会の設置）
	5	3	5	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
		10	1	青森県議会傍聴規則の一部改正
	6	11	29	第200回定例会記念式典挙行
	7	4	9	県議会議員選挙（定数51人）
		12	22	政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の制定（8.1.1施行）
	8	3	21	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
	9	3	24	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	10	3	20	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
		6	24	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員の選任方法の改正）
	11	4	11	県議会議員選挙（定数51人）
		10	12	青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部改正（県議会が実施機関として加わる）
12	3	22	青森県議会委員会条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要整備）	
13	3	13	青森県政務調査費の交付に関する条例の制定（13.4.1施行）	
	3	23	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）	
14	3	22	青森県議会会議規則の一部改正（議員派遣の法制化（地方自治法の改正）に伴い、議会の議決により議員を派遣することができることとした）	

年号	年	月	日	事 項
平成	14	3	22	青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の制定(14.4.1から15.3.31まで各議員の報酬月額から百分の四を減じる)
		6	28	青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正(議員派遣に係る規定の整備) 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部改正(地方自治法改正に伴う所要整理)
		12	16	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正(地方自治法改正に伴う所要整備)
	15	3	18	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の所管事項の改正)
		4	13	県議会議員選挙(定数51人)
		9	22	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の所管事項の改正)
		12	12	青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の制定(16.1.1から19.4.30まで各議員の報酬月額から百分の三(議長は百分の五、副議長は百分の四)を減じる)
	16	3	22	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の所管事項の改正)
		6	22	青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例の制定
		12	16	青森県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定 青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の所管事項の改正)
	17	3	23	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の所管事項の改正)
	18	3	23	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正(法定定数52人、条例定数48人) 東津軽郡1人・西津軽郡1人・南津軽郡1人・北津軽郡1人・上北郡4人・三戸郡3人・青森市10人・弘前市6人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市3人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市3人・つがる市1人・平川市2人 青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の名称等の改正)
	19	3	15	青森県議会委員会条例の一部改正(地方自治法及び議員定数の改正等に伴う改正) 青森県議会会議規則の一部改正(地方自治法及び議員定数の改正等に伴う改正)
		4	8	県議会議員選挙(定数48人)
		5	11	青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の制定(19.6.1から21.3.31まで各議員の報酬月額から百分の三(議長は百分の五、副議長は百分の四)を減じる)

年号	年 月 日	事 項
平成	19 6 29	政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正（郵政民営化法の施行及び証券取引法の改正に伴う所要整備）
	12 13	青森県中小企業振興基本条例の制定（19.12.13 施行） 青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正（議員報酬の計算方法の改正）
	20 3 21	青森県政務調査費の交付に関する条例の一部改正（政務調査費の交付対象及び領収書の添付等の改正）
	20 10 17	青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要整備） 青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要整備） 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要整備）
	21 11 30	青森県議会議員の期末手当支給条例の一部改正（期末手当の割合の変更）

(2) 歴代正副議長
(議長)

歴代	氏名	就任年月日	歴代	氏名	就任年月日
1	大道寺 繁 禎	明治12. 3. 3	39	大 島 勇太郎	昭和30. 5. 13
2	大道寺 繁 禎	14. 3. 10	40	田 沢 吉 郎	32. 12. 20
3	長谷川 良 八	15. 3. 25	41	菅 原 光 珀	34. 5. 8
4	長谷川 良 八	16. 3. 5	42	小 倉 豊	36. 10. 30
5	本 田 庸 一	17. 6. 23	43	三 浦 道 雄	38. 5. 4
6	大道寺 繁 禎	19. 3. .	44	三 村 泰 右	39. 6. 18
7	小田桐 勝 英	19. 11. .	45	毛 内 豊 吉	40. 10. 2
8	寺 井 純 司	20. 4. 20	46	白 鳥 大 八	42. 5. 6
9	寺 井 純 司	21. 3. 16	47	古 瀬 兵 次	44. 12. 8
10	榊 喜洋芽	23. 3. 26	48	寺 下 岩 蔵	46. 5. 8
11	小山内 鉄 弥	23. 11. 10	49	小 坂 甚 義	47. 6. 30
12	源 晟	24. 9. 25	50	小 野 清 七	48. 12. 19
13	源 晟	26. 6. 11	51	中 村 富士夫	50. 5. 10
14	奈須川 光 宝	27. 11. 26	52	山 田 寅 三	51. 6. 22
15	奈須川 光 宝	28. 9. 28	53	藤 田 重 雄	52. 12. 16
16	奈須川 光 宝	31. 2. 5	54	秋 田 正	54. 5. 11
17	榊 喜洋芽	32. 6. 24	55	菊 池 利一郎	55. 7. 14
18	榊 喜洋芽	32. 10. 25	56	脇 川 利 勝	56. 12. 19
19	石郷岡 文 吉	36. 10. 27	57	吉 田 博 彦	58. 5. 10
20	榊 喜洋芽	37. 12. 14	58	石 田 清 治	59. 10. 12
21	石郷岡 文 吉	40. 10. 23	59	今 井 盛 男	61. 3. 24
22	佐 田 正之丞	41. 8. 11	60	原 田 一 實	62. 5. 12
23	北 山 一 郎	44. 10. 13	61	工 藤 省 三	平成元. 3. 20
24	阿 部 武智雄	大正4. 10. 6	62	鳴 海 広 道	3. 5. 13
25	北 山 一 郎	5. 10. 16	63	小 原 文 平	4. 10. 15
26	遠 山 景 三	8. 10. 21	64	佐 藤 寿	5. 12. 17
27	小 泉 辰之助	11. 11. 13	65	高 橋 長次郎	7. 5. 10
28	小 泉 辰之助	12. 10. 12	66	高 橋 弘 一	9. 8. 28
29	河 野 栄 蔵	13. 11. 17	67	毛 内 喜代秋	10. 10. 12
30	近 藤 喜 衛	昭和2. 8. 5	68	太 田 定 昭	11. 5. 12
31	高 杉 平 治	2. 10. 25	69	秋 田 証 則	12. 10. 11
32	川 村 亨	3. 12. 5	70	富 田 重次郎	13. 12. 18
33	小 泉 辰之助	6. 10. 30	71	上 野 正 蔵	15. 5. 14
34	福 士 永一郎	10. 10. 22	72	山 内 和 夫	16. 6. 25
35	藤 田 重太郎	14. 10. 21	73	成 田 一 憲	17. 12. 9
36	金 沢 慶 蔵	19. 11. 17	74	神 山 久 志	19. 5. 9
37	桜 田 清 芽	22. 5. 15	75	田 中 順 造	20. 12. 10
38	中 島 清 助	26. 5. 10	76	長 尾 忠 行	22. 3. 24

(副議長)

歴代	氏名	就任年月日	歴代	氏名	就任年月日
1	浦田昌清	明治12.3.3	38	小坂甚義	昭和33.6.3
2	岩泉正意	13.4.27	39	外川鶴松	34.5.8
3	長谷川良八	14.3.10	40	中村拓道	36.10.30
4	赤石行三	15.3.25	41	藤田重雄	38.5.6
5	本田庸一	16.3.5	42	米沢鉄五郎	40.6.11
6	小田桐勝英	17.6.23	43	秋山臯二郎	42.5.6
7	小田桐勝英	19.3.	44	茨島豊蔵	44.10.7
8	寺井純司	19.11.	45	秋田正	46.5.8
9	櫛引英八	20.4.20	46	岡山久吉	47.6.30
10	榊喜洋芽	20.11.15	47	工藤重行	48.12.19
11	奈須川光宝	21.3.16	48	松尾官平	50.5.10
12	奈須川光宝	23.3.26	49	福沢芳穂	51.6.22
13	源晟	23.11.10	50	成田芳造	52.12.16
14	佐藤恭助	24.9.25	51	滝沢章次	54.5.11
15	佐藤恭助	26.6.11	52	佐藤寿	55.7.14
16	斎藤常太郎	28.9.28	53	神四平	56.12.19
17	蒲田広	31.2.5	54	中里信男	58.5.10
18	関春茂	33.10.25	55	毛内喜代秋	59.10.12
19	広田牧人	37.10.27	56	野沢剛	61.3.24
20	阿部武智雄	40.10.23	57	森内勇	62.5.12
21	遠山景三	44.10.13	58	山内和夫	平成元.3.20
22	今泉秀雄	大正4.10.6	59	芳賀富弘	3.5.13
23	小泉辰之助	8.10.21	60	澤田啓	4.2.28
24	今泉秀雄	11.11.13	61	清藤六郎	5.12.17
25	河野栄蔵	12.10.22	62	丸井彪	7.5.10
26	高杉平治	13.11.17	63	長峰一造	9.8.28
27	杉山久之丞	昭和2.10.25	64	中村寿文	10.10.12
28	松尾節三	6.10.30	65	間山隆彦	11.5.12
29	成田匡之進	10.10.22	66	平井保光	12.10.11
30	金沢慶蔵	14.10.21	67	神山久志	13.12.18
31	桜田清芽	19.11.17	68	小比類巻雅明	14.9.10
32	中野吉太郎	22.5.15	69	小比類巻雅明	15.5.14
33	近藤喜一	24.11.5	70	西谷洌	16.6.25
34	中島清助	25.7.3	71	滝沢求	17.12.9
35	中村清次郎	26.5.10	72	大見光男	19.5.9
36	阿部敏雄	30.5.13	73	清水悦郎	20.12.10
37	白鳥大八	32.12.20	74	中谷純逸	22.3.24

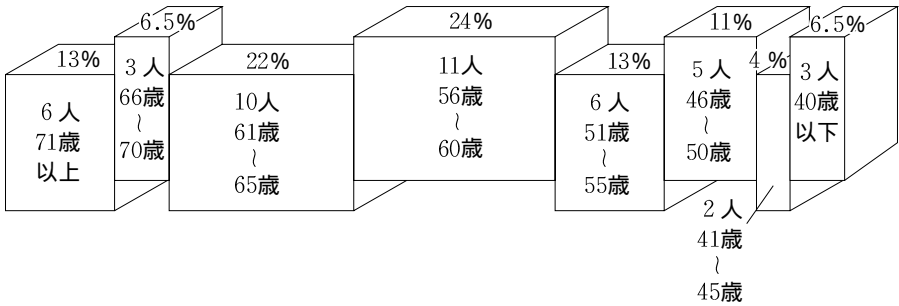
(2) 議員名簿

(平成22年5月末現在)

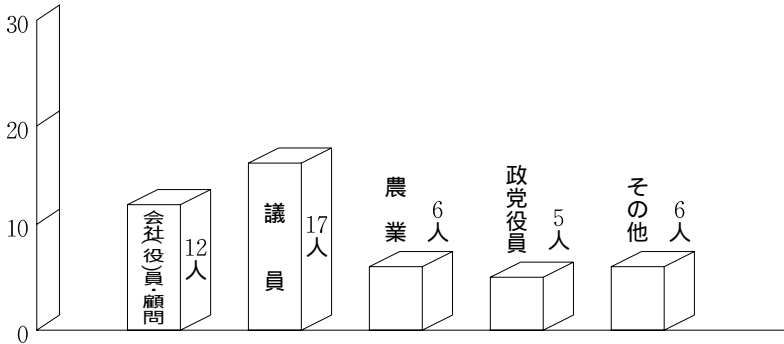
選挙区 (定数)	氏名	会派	住所	生年月日	年齢	職業	当選回数
東津軽郡 (1人)	神山 久志	自 民	外ヶ浜町字蟹田156	昭和22年5月5日	63	商 業	6
西津軽郡 (1人)	工藤 兼光	自 民	鯨ヶ沢町大字長平町字甲羽羽山59の2	昭和18年8月12日	66	議 員	2
南津軽郡 (1人)	阿部 広悦	自 民	藤崎町大字藤崎字下道9の2	昭和23年1月18日	62	組合役員	4
北津軽郡 (1人)	相川 正光	自 民	鶴田町大字中野字種元31の1	昭和28年10月29日	56	議 員	2
上 北 郡 (4人)	三村 輝文	公・健	おいらせ町下明堂30の10	昭和5年5月5日	80	農 業	6
	中谷 純逸	自 民	野辺地町字野辺地366	昭和24年8月16日	60	議 員	3
	工藤 慎康	自 民	七戸町字道ノ上63の4	昭和45年3月21日	40	会 社 員	1
三 戸 郡 (3人)	北 紀一	民主党	五戸町字市川道十文字3の10	昭和16年6月26日	68	議 員	4
	松尾 和彦	民主党	三戸町大字八日町12	昭和38年5月9日	47	農業法人代	2
	夏堀 浩一	自 民	南部町大字苔米地字町中22	昭和29年1月15日	56	獣 医 師	1
青 森 市 (10人)	山内 和夫	自 民	青森市栄町一丁目7の12	昭和6年7月18日	78	社会福祉 法人理事	8
	諏訪 益一	共 産	青森市千富町一丁目3の28	昭和20年2月25日	65	政党役員	4
	森内之保留	自 民	青森市松原二丁目3の16	昭和39年7月6日	45	会社役員	3
	伊吹 信一	公・健	青森市富田五丁目27の3	昭和35年10月12日	49	政党役員	2
	高橋 修一	自 民	青森市港町二丁目10の30	昭和45年7月19日	39	議 員	1
	奈良岡克也	社・県	青森市千刈一丁目4の11	昭和26年1月21日	59	政党役員	1
	古村 一雄	社・県	青森市浪岡大字高屋敷字宅社元2の1	昭和19年11月3日	65	農 業	1
	一戸富美雄	ク林檎	青森市桜川九丁目8の25	昭和31年7月10日	53	会 社 員	1
	渋谷 哲一	民主党	青森市茶屋町26の5	昭和36年9月28日	48	議 員	1
弘 前 市 (6人)	西谷 洌	自 民	弘前市大字山下町10	昭和19年8月20日	65	会社役員	4
	山内 崇	民主党	弘前市大字文京町7の21	昭和30年5月11日	55	議 員	4
	三上 隆雄	民主党	弘前市大字五所字野沢11の1	昭和8年11月2日	76	農 業	3
	岡元 行人	自 民	弘前市大字浜の町東三丁目3の15	昭和39年4月19日	46	議 員	2
	安藤 晴美	共 産	弘前市清原四丁目16の9	昭和27年1月1日	58	政党役員	1
	川村 悟	ク林檎	弘前市青山一丁目13の13	昭和22年12月26日	62	議 員	1

選挙区 (定数)	氏名	会派	住所	生年月日	年齢	職業	当選回数
八戸市 (8人)	中村 寿文	民主党	八戸市青葉三丁目28の1	昭和14年8月4日	70	議員	6
	滝沢 求	自民	八戸市大字沢里字沢里山43の13	昭和33年10月11日	51	会社役員	4
	田名部定男	民主党	八戸市石堂一丁目2の27	昭和21年6月19日	63	議員	4
	清水 悦郎	自民	八戸市小中野三丁目20の9	昭和24年5月30日	61	商業	3
	熊谷 雄一	自民	八戸市南類家一丁目24の11	昭和37年9月7日	47	会社役員	2
	山内 正孝	民主党	八戸市大字尻内字蛇ノ沢11	昭和26年1月1日	59	農業	2
	山田 知	民主党	八戸市大字新井田西一丁目1の16	昭和45年2月20日	40	議員	2
	畠山 敬一	公・健	八戸市南白山台二丁目7の14	昭和30年8月11日	54	政党役員	1
黒石市 (1人)	高樋 憲	自民	黒石市大字乙徳兵衛町3	昭和33年5月3日	52	会社役員	4
五所川原市 (3人)	成田 一憲	自民	中泊町大字薄市字玉清水42の1	昭和14年1月1日	71	農業	6
	今 博	民主党	五所川原市みどり町四丁目124の9	昭和26年4月4日	59	会社顧問	2
	櫛引ユキ子	無所属	五所川原市大字飯詰字皆瀬1の2	昭和28年6月12日	56	会社顧問	1
十和田市 (2人)	田中 順造	自民	十和田市西二十二番町28の12	昭和25年3月17日	60	議員	5
	丸井 裕	自民	十和田市西二十一番町48の29の16	昭和31年12月8日	53	議員	2
三沢市 (1人)	小松山吉紀	自民	三沢市岡三沢二丁目7の11	昭和25年5月27日	60	議員	1
むつ市 (3人)	菊池 健治	民主党	むつ市大字田名部字下道4	昭和10年3月15日	75	議員	6
	大見 光男	自民	大間町大字大間字大間76の2	昭和5年12月21日	79	会社役員	3
	越前 陽悦	自民	むつ市大平町34の20	昭和20年7月12日	64	議員	3
つがる市 (1人)	三橋 一三	自民	つがる市木造筒木坂鳥谷沢16の43	昭和43年1月8日	42	会社役員	2
平川市 (2人)	長尾 忠行	自民	平川市広船広沢342	昭和24年3月10日	61	農業	4
	中村 弘	自民	平川市尾上栄松127	昭和29年1月16日	56	会社役員	3

(3) 年齢別構成



(4) 職業別構成



(5) 当選回数別構成

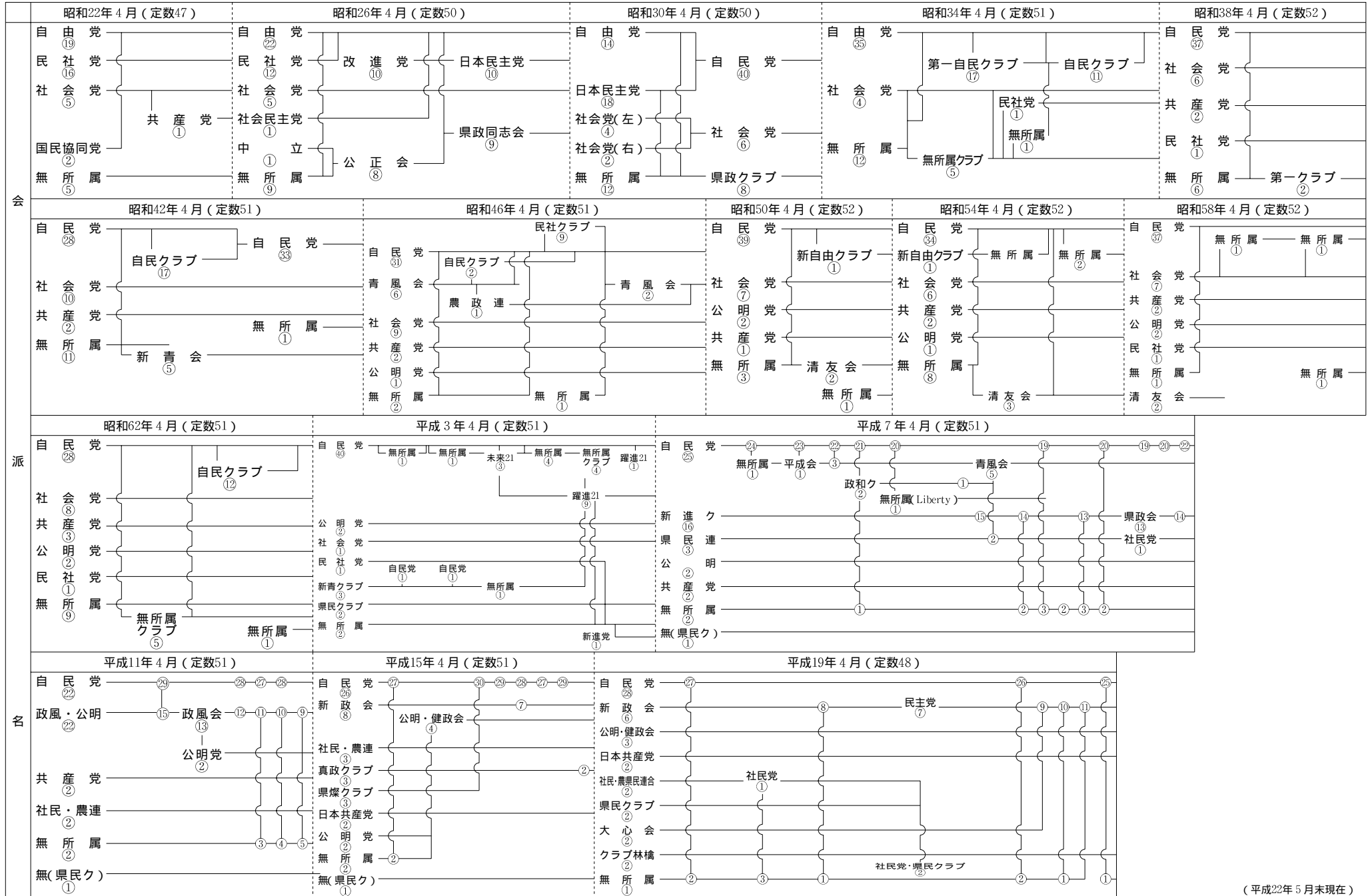
当選回数	8回	7回	6回	5回	4回	3回	2回	1回
議員数	1人 (2%)	0人 (0%)	5人 (11%)	1人 (2%)	9人 (20%)	7人 (15%)	11人 (24%)	12人 (26%)

(6) 所属党派別構成

会派別	自由民主党	民主党	公明・健康政会	日本共産党	クラブ林檎	社民党・県民クラブ	無所属
議員数	25 (55%)	11 (24%)	3 (7%)	2 (4%)	2 (4%)	2 (4%)	1 (2%)

(平成22年5月末現在)

(7) 会派の変遷



(平成22年5月末現在)

3. 議会の運営

(1) 定例会及び臨時会

定例会は、条例で年4回と規定されており、概ね2月、6月、9月及び11月に開かれている。なお、臨時会は必要の都度開かれる。

平成15年以降の会期及び議案数等は次のとおりである。

年	区 分	期 間	会 期			議 案 数			質 問 者 数		
			計	開会	休会	計	知事	議員	一般	緊急	質疑
15	233回定例会	2.24～3.18	23	8	15	110	103	7	14	—	12
	87回臨時会	5.14～5.16	3	3	—	10	10	—	—	—	3
	234回定例会	7.16～7.31	16	6	10	41	35	6	12	—	7
	235回定例会	9.16～10.2	17	7	10	42	37	5	16	—	6
	236回定例会	11.21～12.12	22	6	16	51	50	1	12	—	2
16	237回定例会	2.24～3.22	28	9	19	137	132	5	18	—	13
	238回定例会	6.11～6.25	15	6	9	16	15	1	12	—	8
	239回定例会	9.22～10.8	17	7	10	30	30	—	16	—	7
	240回定例会	11.26～12.16	21	6	15	50	48	2	12	—	8
17	241回定例会	2.23～3.23	29	9	20	125	124	1	18	—	17
	242回定例会	6.16～6.30	15	6	9	40	37	3	12	—	7
	243回定例会	9.22～10.11	20	7	13	48	42	6	15	—	13
	244回定例会	11.18～12.9	22	6	16	68	67	1	12	—	10
18	245回定例会	2.23～3.23	29	9	20	129	121	8	18	—	12
	246回定例会	6.15～6.29	15	6	9	47	43	4	12	—	7
	88回臨時会	7.18～7.20	3	2	1	4	1	3	—	—	7
	247回定例会	9.22～10.10	19	7	12	35	31	4	16	—	7
19	248回定例会	11.21～12.12	22	6	16	29	27	2	11	—	6
	249回定例会	2.21～3.15	23	8	15	112	107	5	14	—	12
	89回臨時会	5.9～5.11	3	3	—	11	10	1	—	—	6
	250回定例会	6.15～6.29	15	6	9	18	16	2	12	—	7
	251回定例会	9.19～10.5	17	7	10	47	40	7	16	—	8
20	252回定例会	11.22～12.13	22	6	16	40	32	8	12	—	11
	253回定例会	2.22～3.21	29	9	20	104	94	10	18	—	12
	254回定例会	6.5～6.19	15	6	9	27	24	3	12	—	9
	255回定例会	9.24～10.9	16	7	9	50	38	12	16	—	10
21	256回定例会	11.18～12.10	23	6	17	54	50	4	12	—	9
	257回定例会	2.20～3.19	28	9	19	113	107	6	18	—	15
	90回臨時会	5.25～5.27	3	2	1	9	8	1	—	—	4
	258回定例会	6.15～6.29	15	6	9	21	19	2	12	—	9
	259回定例会	9.24～10.9	16	7	9	32	26	6	16	—	6
22	260回定例会	11.20～12.7	18	6	12	44	35	9	12	—	9
	261回定例会	2.24～3.24	29	9	20	99	83	16	18	—	11

(2) 本 会 議

ア 会議時間

会議は、議会運営委員会の申し合わせにより午前10時30分から始めている。

ただし、閉会日の開議時刻については、その都度議会運営委員会で決めることとしており、午後1時に始めることが多い。

イ 議案の審議

議案は、概ね次の順序で審議している。

〈議案上程→知事提案理由説明→(一般質問)→質疑→委員会審査→委員長報告→討論→採決〉

ウ 一般質問及び議案に対する質疑

一般質問と議案に対する質疑とは区別し、それぞれ通告制により行っている。

また、質問時間は、議会運営委員会の申し合わせにより次のとおりとなっている。

- ・代表的一般質問(2月定例会のみ実施)50分以内(答弁時間を除く)
- ・一般質問(毎定例会実施)30分以内(答弁時間を除く)
- ・議案に対する質疑 15分以内(答弁時間を除く)

エ 請願・陳情の審議及び委員会の審査結果

請願及び陳情は、所管の委員会で審査し、他の議案の審査結果とともに、委員長が本会議に報告し、採決している。

オ 採決の方法

通常は、異議の有無をはかる方法及び起立による採決方法により行っている。

ただし、必要に応じて記名投票又は無記名投票により行う場合もある。

(3) 議会運営委員会

議会運営委員会は、円滑な議事運営を図るため地方自治法第109条の2の規定に基づき設置している。

ア 所管事項

- 1) 議会の運営に関する事項
- 2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3) 議長の諮問に関する事項

イ 委員の定数、選任及び任期

- 1) 委員定数 10人
- 2) 選任方法等

議会運営委員会の申し合わせにより選任している。

- ①委員は、所属議員5人以上の会派に、それらの会派所属議員数の比率(ドント方式)により割り当てている。

②委員が選任されていない会派からは、オブザーバー（委員外議員）1人が委員会に出席している。

3）任期 2年（概ね）

4）正副委員長、委員、オブザーバーの氏名

（平成21年3月19日選任・4月6日互選）

正副委員長	委	員	オブザーバー
委員長 滝沢 求	工藤 兼光 岡元 行人 丸井 裕	今 博 松尾 和彦 山田 知 <small>(H21.9.24付)</small> (民主党)	畠山 敬一 (公・健) 諏訪 益一 (共産党) 一戸 富美雄 (ク林橋) 古村 一雄 (社・県)
副委員長 大見 光男	工藤 慎康 高橋 修一 (自民党)		

(4) 常任委員会

ア 委員会名、定数、所管事項、正副委員長・委員氏名

(平成22年3月24日選任・4月5日互選)

委員会名	定数	所 管 事 項	
		委 員 名	
総務企画	8人	総務部、企画政策部、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	
		委員長 成田 一 憲 中谷 純 逸 丸井 裕 古村 一 雄	副委員長 大見 光 男 山内 正 孝 小松山 吉 紀 川村 悟
環境厚生	8人	環境生活部、健康福祉部及び病院局の所管に属する事項	
		委員長 菊池 健 治 田中 順 造 松尾 和 彦 渋谷 哲 一	副委員長 相川 正 光 諏訪 益 一 伊吹 信 一 櫛引 ユキ子
農林水産	8人	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項	
		委員長 西谷 洵 山内 和 夫 清水 悦 郎 夏堀 浩 一	副委員長 三橋 一 三 北 紀 一 三上 隆 雄 一 戸 富美雄
商工労働 エネルギー	8人	商工労働部、エネルギー総合対策局及び労働委員会の所管に属する事項	
		委員長 中村 弘 滝沢 求 岡元 行人 工藤 慎 康	副委員長 山田 知 阿部 広 悦 今 博 奈良岡 克 也
文教公安	8人	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項	
		委員長 高樋 憲 中村 寿文 田名部 定男 高橋 修 一	副委員長 越前 陽 悦 三村 輝 文 工藤 兼 光 (欠員1人)
建 設	8人	県土整備部及び収用委員会の所管に属する事項	
		委員長 森内 之保留 神山 久志 長尾 忠行 安藤 晴 美	副委員長 熊谷 雄 一 山内 崇 畠山 敬 一 (欠員1名)

イ 選任方法

各会派からの各常任委員会委員候補者に基づき、議会運営委員会において調整し、議長が会議に諮って指名している。

ウ 任期

概ね4月1日から翌年の3月31日までの1年となっている。

エ 開催状況

- ① 議会開会中は、本会議から付託された議案及び請願・陳情の審査のため委員会を開催している。(年4回)
- ② 議会閉会中は、継続審査案件及び特定付託案件の審査のため、毎月(定例会開催月を除く)開催している。(年8回)

オ 県内外調査

県の出先機関及び事業現場等の現地調査(年4回以内)を実施しているほか、他都道府県の現地調査(年1回)を実施している。

(5) 特別委員会

特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置される。

ア 予算特別委員会及び決算特別委員会

当初予算を審議するため2月定例会において予算特別委員会を、決算議案を審議するため9月定例会において決算特別委員会を設置し、審査する。

イ 新幹線・鉄道問題対策特別委員会

現在、「新幹線・鉄道問題対策特別委員会」が設置されており、定数、付託事項、委員は、次のとおりである。

(平成19年6月15日選任・互選)

特別委員会名	定数	付 託 事 項		
		委 員 名		
新幹線・鉄道 問題対策 特別委員会	18人	新幹線の早期完成及び県内鉄道の整備促進について		
		(委員長) 山内和夫 (副委員長) 清水悦郎 (H22・3・24選任 H22・4・5互選)	(委員) 成田一憲 中村寿文 諏訪益一 高樋内山 (H21・4・6付) 越前陽悦 森内之保留 熊谷雄一	山内正孝 (H21・9・24付) 今博 伊吹信一 丸井裕 (H21・4・6付) 小松山吉紀 工藤慎康 一戸富美雄 奈良岡克也

ウ 原子力・エネルギー対策特別委員会

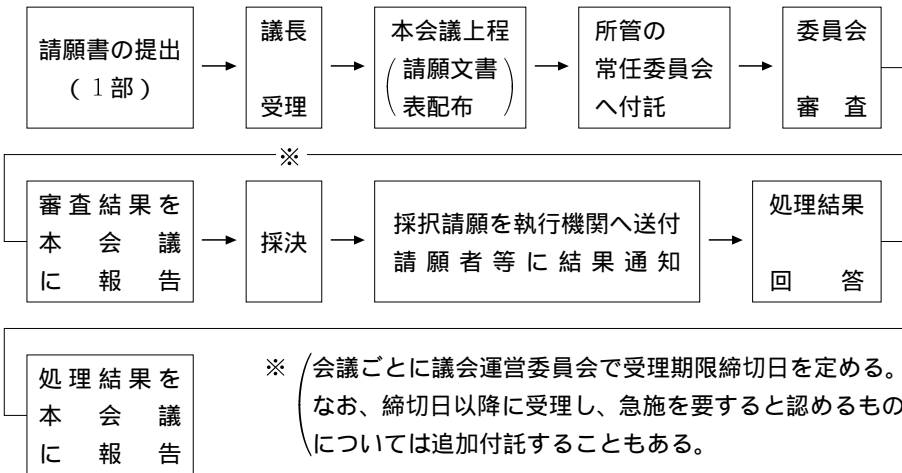
現在、「原子力・エネルギー対策特別委員会」が設置されており、定数、付託事項、委員は、次のとおりである。

(平成21年9月24日選任・互選)

特別委員会名	定数	付 託 事 項		
		委 員 名		
原 子 力・ エネルギー対策 特別委員会	23人	原子燃料サイクル事業の諸課題について		
		(委員長) 神 山 久 志 (副委員長) 高 樋 憲	(委員) 西 谷 洵 山 内 崇 田名部 定 男 阿 部 広 悦 中 村 弘 男 大 見 光 悦 越 前 陽 悦 森 内 之 保 留 熊 谷 雄 一 今 博 松 尾 和 彦 山 田 知	丸 井 裕 (H22・3・24付) 小 桧 山 吉 紀 夏 堀 浩 一 (H22・3・24付) 工 藤 慎 康 洪 谷 哲 一 畠 山 村 敬 一 古 川 村 一 雄 安 藤 晴 悟 美

(6) 請願及び陳情

ア 請願の取扱い



イ 陳情の取扱い

陳情の取扱いについては、紹介議員が必要でないこと以外は請願の取扱いと同様である。ただし、その内容によっては、議会の審議の対象としない場合もある。

ウ 請願・陳情処理結果の推移

(請 願)

区分 年次	前 年 よりの 継続分	受 理	審 査 結 果				審 議 未 了	処 理 合 計
			採 択	不採択	取 下 り げ	継 続 審 査		
15	—	9	2	6	1	—	—	9
16	—	14	4	9	1	—	—	14
17	—	8	1	7	—	—	—	8
18	—	12	1	10	1	—	—	12
19	—	7	1	6	—	—	—	7
20	—	6	1	5	—	—	—	6
21	—	5	2	3	—	—	—	5

(陳 情)

区分 年次	前 年 よりの 継続分	受 理	審 査 結 果				審 議 未 了	処 理 合 計
			採 択	不採択	取 下 り げ	継 続 審 査		
15	—	5	1	4	—	—	—	5
16	—	5	—	4	1	—	—	5
17	—	4	—	3	—	1	—	4
18	1	1	—	2	—	—	—	2
19	—	4	—	4	—	—	—	4
20	—	5	—	5	—	—	—	5
21	—	3	—	3	—	—	—	3

(7) 議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項の規定に基づき、議会には必要があると認めるときは、議員を派遣することができることされており、議会の議決等により議員を派遣している。

ア 派遣の種類

(ア) 海外派遣

- ① 海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査について行う。
- ② 海外派遣は、任期中において議員30人以内とする。ただし、任期中において同一の議員は2回派遣しない。

- ③ 旅費の支給額は、「青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に基づき算定した額とする。ただし、議員1人の支給額の最高限度額は、80万円とする。

(4) 国内派遣

- ① 国内派遣は、次の場合に行う。

- ・ 議案の審査又は本県の重要な事務に関する調査
- ・ 議会の議決に基づく意見書又は決議書並びに議会運営委員会等で決定した要望書等の提出
- ・ 議会運営委員会の調査へのオブザーバーの参加
- ・ 協議又は調整を行うための場として設置した会議等の調査
- ・ 都道府県議会議員及び北海道・東北六県議会議員の研究交流大会への出席
- ・ 他の地方公共団体とともに設立した協議会等への出席
- ・ 議会に出席の依頼がある県、国又は他の地方公共団体等が主催する式典等への出席

- ② 国内派遣は、毎年度、予算の範囲内で、原則として議員1人1回（2泊3日以内）の計画により派遣する。

- ③ 旅費の支給額は、「青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に基づき算定した額とする。

イ 議員派遣結果報告書

- (ア) 議員派遣を終了した議員は、派遣終了後30日以内に議員派遣結果報告書を議長に提出しなければならない。

- (イ) 議長は、議員派遣の結果を本会議に報告する。

- (ウ) 議員派遣結果報告書は、議会図書室に備え置き、閲覧に供するほか、その概要を議会のホームページに議員の任期中掲示する。

(8) 議会の傍聴

本会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならない。

なお、一般傍聴者は、県議会受付で傍聴券の交付を受け、住所、氏名等を記入し、入場の際し、これを係員に提示すれば傍聴することができるが、危険のおそれのある物品を携帯する者、酒気を帯びている者及び拡声器、録音機、写真機の類を携帯している者等は傍聴席に入ることができない。

なお、一般傍聴席の定員は162人である。（うち車いす使用の定員は2人）

委員会を傍聴しようとする者は、議員のほかは、当該委員長の許可を受けなければならない。

4. 議員の議員報酬等

(1) 議員の議員報酬及び期末手当

ア 議員報酬

(適用年月日 平成5年12月1日)

区 分	議 長	副 議 長	議 員
議員報酬月額	910,000円	810,000円	780,000円

※青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成19年5月青森県条例第55号)により、平成19年6月1日から平成23年4月30日までの間における議員報酬月額は、この表の議員報酬月額の3%(議長にあっては5%、副議長にあっては4%)を減じた額となっている。

減額後の議員報酬月額

区 分	議 長	副 議 長	議 員
議員報酬月額	864,500円	777,600円	756,600円

イ 期末手当

議員報酬月額 + $\frac{\text{議員報酬月額} \times 45}{100}$ (45%を超えない範囲内) に次表の割合を乗じて得た

額を支給する。

(適用年月日 平成21年11月30日)

在職期間	基準日	6月1日	12月1日
	6 箇 月	100分の145	100分の160
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の116	100分の128	
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の87	100分の96	
3 箇 月 未 満	100分の43.5	100分の48	

※6月に支給する期末手当の割合については、平成22年4月1日から適用されている。

(2) 費用弁償

ア 内国旅行の旅費（適用年月日 平成20年4月1日）

(ア) 日額旅費

次の各号に定める旅行の場合、下表の日額により計算する。

- ① 県議会の招集に応じたとき
- ② 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の招集に応じて出席したとき
- ③ 会議規則で定める議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場に出席したとき

区 分	旅費の額（日額）
居住地が招集地である場合	6,700円
居住地から招集地までの往復の距離が路程50km未満である場合 （居住地が招集地である場合を除く）	8,300円
居住地から招集地までの往復の距離が路程50km以上100km未満である場合	9,900円
居住地から招集地までの往復の距離が路程100km以上である場合	13,300円

(イ) 通常の場合

次の各号における旅行の場合、下表により計算する。

- ① アの(ア)の②の会議において旅行することを議決し議長の承認を得たとき
- ② 議長、副議長又は議長の依頼によりその代理となる者が公務により出務したとき
- ③ 地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣したとき

鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 (1 kmにつき)
特別車両料金	特別船室料金	実 費	25円

宿泊料（1夜につき）		旅行雑費（1日につき）		食卓料 （1夜につき）
甲地方	乙地方	同一県内旅行 以外の旅行	同一県内旅行 （100km以上又は宿泊した場合）	
17,700円	13,300円	1,200円	200円	3,000円

- 宿泊料の欄中、甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一の一備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

イ 外国旅行の旅費（適用年月日 平成19年4月1日）

(ア) 宿泊料、外国旅行雑費及び食卓料

宿泊料（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				食卓料 （1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	7,700円

備考

- 一 宿泊料及び外国旅行雑費の欄中、指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第二の一の備考二に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。
- 二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における外国旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

(イ) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び死亡手当

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	死亡手当
最上級の運賃	最上級の運賃	最上級の運賃	実費	640,000円

(3) 政務調査費

青森県政務調査費の交付に関する条例により、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付しており、その概要は次のとおりである。

ア 交付対象

各月の初日に議員である者。

イ 政務調査費の額

月額31万円

ウ 収支報告書

毎年度、議長に「収支報告書」及び全ての支出に係る領収書の写し等を提出しなければならない。

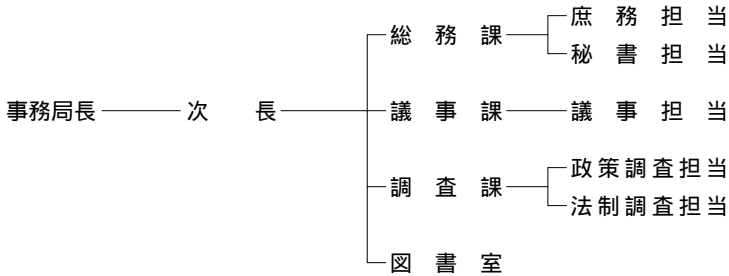
(4) 議員親交会

議員相互の親睦と協調を図るため、議員親交会を設け、議員への慶弔金の贈与、病気・災害見舞金の贈与、その他役員会において必要と認めた事項を行っている。

議 会 事 務 局

1. 議会事務局

(1) 組織



(2) 職員数

ア 職員定数と現員

(平成22年4月1日現在)

	事務局長・書記・その他の職員	計	定数外(嘱託・臨時)	合計
定数	38	38	—	38
現員	1 22 1	24	9	33

イ 各課配置状況

区分 課名	局長	次長	書記							その他の職員	嘱託	その他臨時職員	計		
			参事	課(室)長	総括副参事	副参事	総括主幹	主幹	主査	主事				技能技師	
局長	1													1	
次長		1												1	
総務課				1			1	3	2		1			6	14
議事課				1		1	1	1	2					1	7
調査課				1			1	2	3					1	8
図書室									1					1	2
小計	1	1		3		1	3	6	8		1			9	33
合計	1			22							1		9	33	

(3) 分 掌 事 務

○総 務 課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の人事、給与、服務、研修、福利厚生及び共済に関すること。
- 3 予算、決算に関すること。
- 4 議員の議員報酬、費用弁償及び共済等に関すること。
- 5 文書の收受及び発送に関すること。
- 6 議会棟及び西棟のうち議会が専ら使用する部分の管理に関すること。
- 7 傍聴に関すること。
- 8 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- 9 公用車の使用管理に関すること。
- 10 議長及び副議長の秘書に関すること。
- 11 行政文書の開示に係る事務の総括に関すること。
- 12 個人情報の保護に係る事務の総括に関すること。
- 13 議員の資産等の公開に関すること。
- 14 各委員長合同会議に関すること。
- 15 他の課又は室の主管に属しない事務に関すること。
- 16 前各号に掲げるもののほか庶務一般に関すること。

○議 事 課

- 1 定例会及び臨時会に関すること。
- 2 常任委員会及び特別委員会に係る事務の総括に関すること。
- 3 議会運営委員会に関すること。
- 4 各会派代表者会議、議員全員協議会及び各会派世話人協議会に関すること。
- 5 全国都道府県議会議長会及び北海道・東北六県議会議長会に関すること。
- 6 会議録に関すること。

○調 査 課

- 1 議会が必要とする県政についての調査及び研究に関すること。
- 2 議員提出議案、修正案、意見書案及び決議案に関すること。
- 3 請願及び陳情に関すること。
- 4 提出議案の調査に関すること。
- 5 政務調査費の交付に関すること。
- 6 議会の審議に係る資料の収集及び発刊に関すること。

○図 書 室

- 1 図書及び資料の収集、整理及び保管に関すること。
- 2 図書及び資料の閲覧及び貸出に関すること。

3 図書及び資料の参考調査に関すること。

4 図書室運営委員会に関すること。

5 議会史編さんに関すること。

(4) 議会の刊行物

• 青森県議会提要	200部	4年に1回
• 青森県議会先例・事例集	200部	4年に1回
• 情報と資料	1回300部	年に4回
• 議会の概要	250部	年に1回
• 議会のしおり（わたしたちの県議会）	800部	随時
• 請願・陳情処理の結果調査書	90部	年に1回
• 請願・陳情の手引き	1,000部	随時
• 会議録		
定例会	90部	年に4回
臨時会	90部	その都度
予算特別委員会	90部	年に1回
決算特別委員会	90部	年に1回
全員協議会	90部	その都度

(5) 予算の執行

議会費予算は各課の要求に基づいて編成しているが、予算の執行は総務課で行っている。

(6) 公用車

乗用車1台を管理しており、議長が専用している。

(7) 常任委員会担当者

(平成22年5月末現在)

委員会名	担当課	担当書記
総務企画	総務課	類家総括主幹、太田主幹、長内主幹
環境厚生	調査課	中村主幹、成田主査
農林水産	調査課	神主幹、佐々木主査
商工労働エネルギー	議事課	佐藤総括主幹、関主査
文教公安	調査課	佐藤総括主幹、小野主査
建設	議事課	佐藤副参事、鳴海主幹、飛内主査

2. 議会図書室

(1) 運営方針

議会図書室は、地方自治法第100条第18項の規定に基づき、青森県議会図書室設置条例によって設置され、議員の調査研究に必要な図書、資料の整備充実を図っている。特に、地方自治に関するものを重点に収集している。

(2) 図書室運営委員会

本委員会は、青森県議会図書室設置条例によって設置され、議会図書室運営委員会規程により運営されている。

委員の数は5人で、議員の中から議長が委嘱している。

委員名簿

(平成21年4月6日委嘱・互選)

委員長	委員
阿部 広悦	北 紀一、熊谷 雄一、夏堀 浩一、古村 一雄

(3) 図書分類

日本十進分類法により分類している。

(4) 利用状況

(平成21年4月～平成22年3月)

区分	利用者	議員	議会職員	執行部	その他	合計
	貸出(冊)	214	585	1,736	7	2,542

(5) 図書数及び資料(平成22年3月31日現在)

図書数 17,161冊

資料 青森県議会会議録(明治6年～)、青森県議会定例会議案(明治33年～)、
青森県報(昭和22年～)、東奥日報(昭和43年～)等

(6) 青森県議会史編さん事業

本県の議会史は、昭和33年から編さんに着手し、明治元年から昭和61年までを15巻に収録し、発刊済みである。

(編さんの状況)

番号	内 容	頁 数	収 録 年 数	刊行年月日
1	明治元年～明治23年	839頁	23年	昭和37.6.30
2	明治24年～明治45年 (大正元年)	1,360	22	40.3.1
3	大正2年～大正15年	1,290	14	42.3.31
4	昭和元年～昭和10年	1,696	10	44.10.31
5	昭和11年～昭和15年	1,332	5	48.3.31
6	昭和16年～昭和20年	941	5	49.10.1
7	昭和21年～昭和27年	1,013	7	34.3.31
8	昭和28年～昭和34年	1,121	7	35.3.31
9	昭和35年～昭和37年	1,183	3	53.3.31
10	昭和38年～昭和41年	1,467	4	58.3.15
11	昭和42年～昭和45年	1,459	4	60.3.15
12	昭和46年～昭和49年	1,583	4	61.3.15
13	昭和50年～昭和53年	1,460	4	平成元.3.15
14	昭和54年～昭和57年	1,314	4	8.3.15
15	昭和58年～昭和61年	1,280	4	10.3.20

3. 議 事 堂

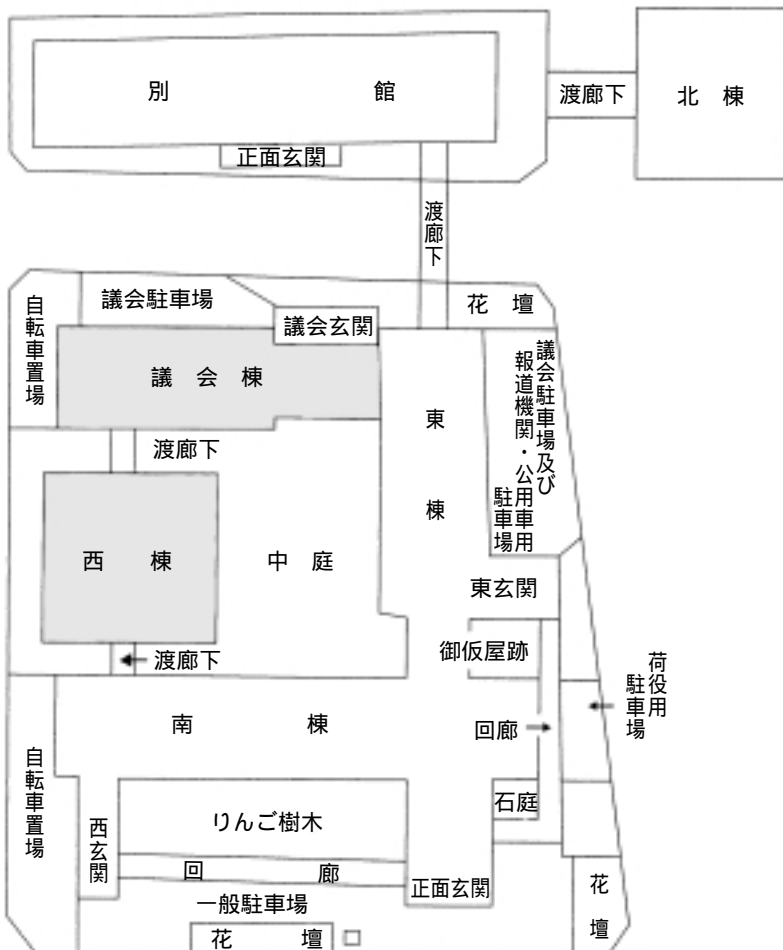
(1) 議事堂の概要

現庁舎は、県庁舎と共に昭和36年1月22日に竣工した。

本工事の主な特徴は、敷地の土質が軟弱なため地表下26mにある洪積層に径43cmのベドスタル杭を総数1,428本打ち込み支持されていること、玄関ホール及び議場の天井等の造作材に本県特産ヒバ無節材を使用していることである。

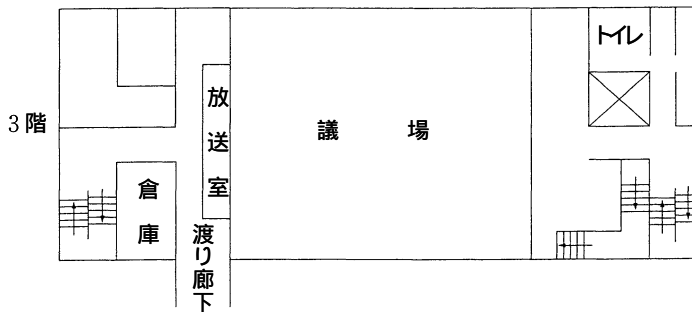
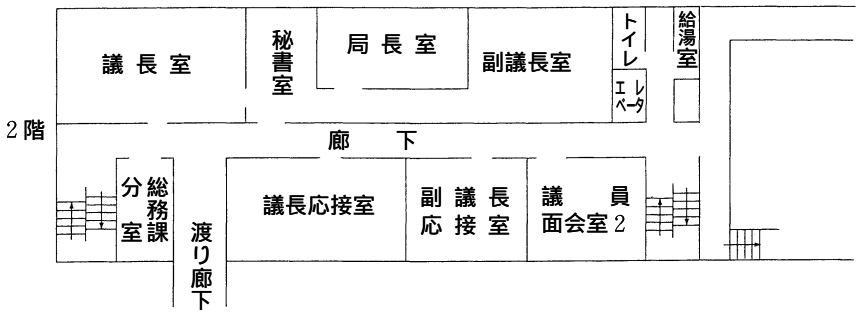
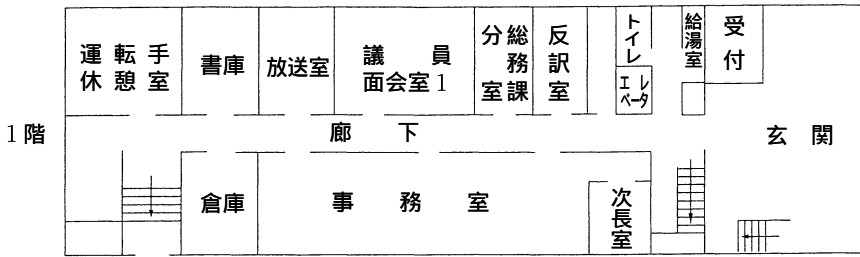
なお、平成5年8月から、新たに竣工した県庁西棟の1～3階が県議会の用に供されている。

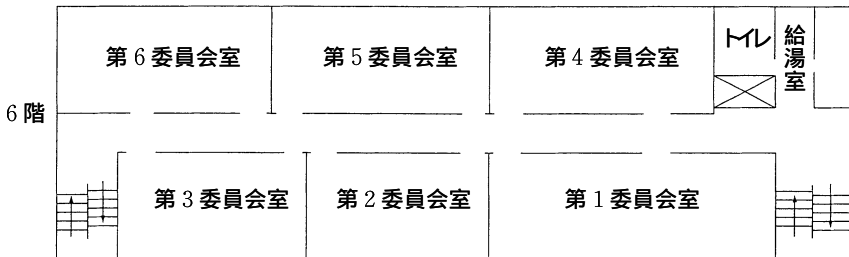
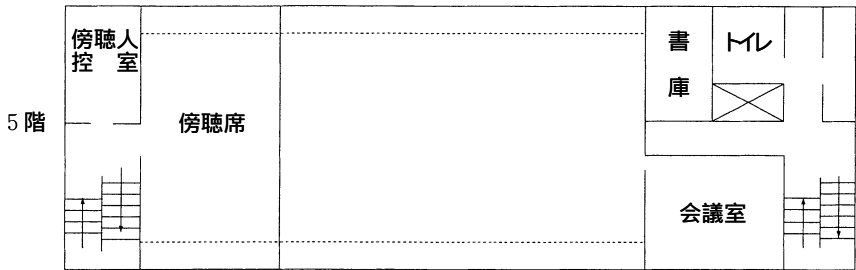
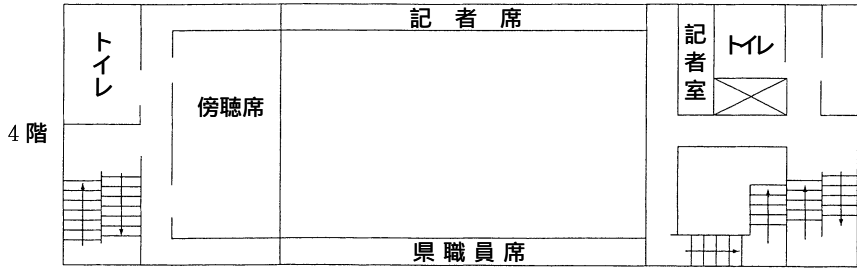
(2) 県庁舎見取図



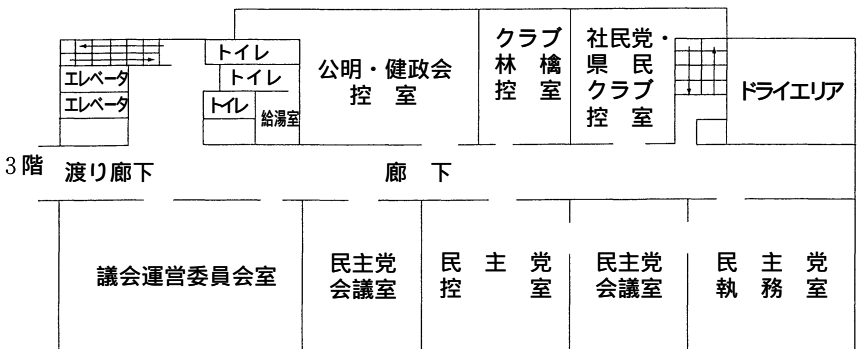
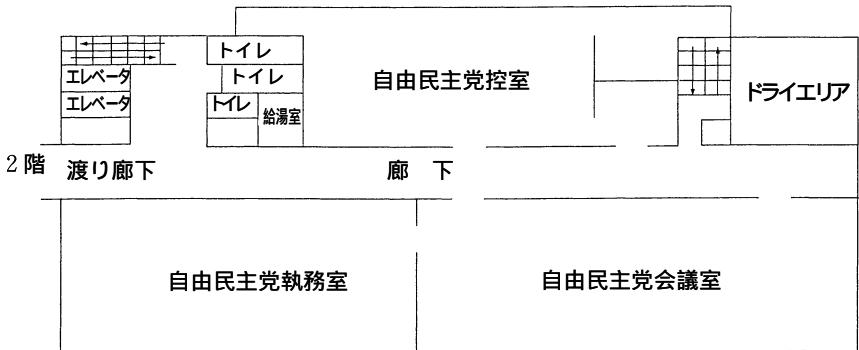
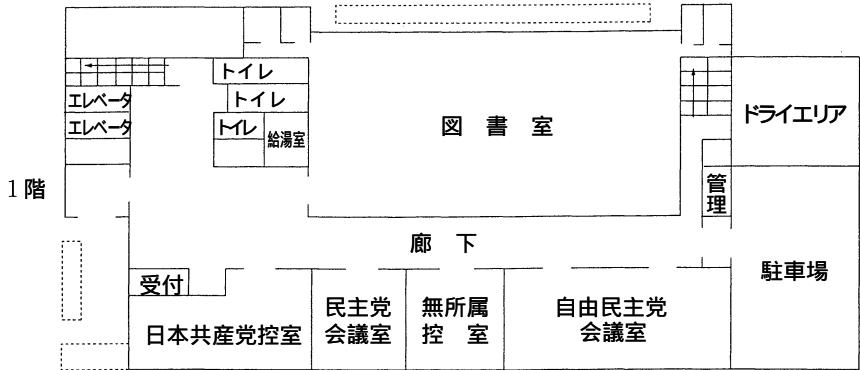
(3) 平面図

① 議会棟 (延床面積 5,115.2㎡)





② 西棟 (延床面積 3,234.42㎡ (1～3階))



(平成22年5月末現在)

4. 議会の予算

平成22年度議会費当初予算額

(単位：千円)

款 項	目	予 算 額	節		
			区 分	金 額	説 明
1 議会費					
1 議会費					
	1 議会費	887,211	1 報 酬	419,190	特別職46人
			3 職員手当等	159,387	
			4 共 済 費	35,228	
			8 報 償 費	185	
			9 旅 費	81,531	
			10 交 際 費	1,200	
			11 需 用 費	857	
			12 役 務 費	548	
			13 委 託 料	7,921	
			14 使用料及び賃借料	3,061	
			19 負担金補助及び交付金	178,103	政務調査費 171,120 全国都道府県議会議長会負担金 5,692 北海道・東北六県議会議長会負担金 400 東北新幹線建設促進期成同盟会負担金 240 原子力発電関係県議会議長協議会負担金 80 日本海沿岸東北自動車道建設促進四県議会協議会負担金 250 活動火山・大規模地震対策都道府県議会協議会負担金 30 財政基盤強化対策県議会議長協議会負担金 80

款 項	目	予 算 額	節		
			区 分	金 額	説 明
					羽越・奥羽本線等高速化 促進四県議会協議会負担 金 30
					協議会等負担金 121
					研修等負担金 60
	2 事務局費	283,350	2 給 料	107,393	一般職員23人
			3 職員手当等	90,055	
			4 共 済 費	37,703	
			7 賃 金	16,784	
			8 報 償 費	20	
			9 旅 費	2,314	
			10 交 際 費	24	
			11 需 用 費	12,745	
			12 役 務 費	3,079	
			13 委 託 料	4,860	
			14 使用料及び 賃 借 料	1,985	
			18 備品購入費	6,355	
			19 負担金補助 及び交付金	33	研修等負担金 33

県勢の概況

1. 自 然

本県の面積 9,644.21km² (平成21年10月1日現在)

全国の面積 377,946.51km² (平成21年10月1日現在)

本県の気象

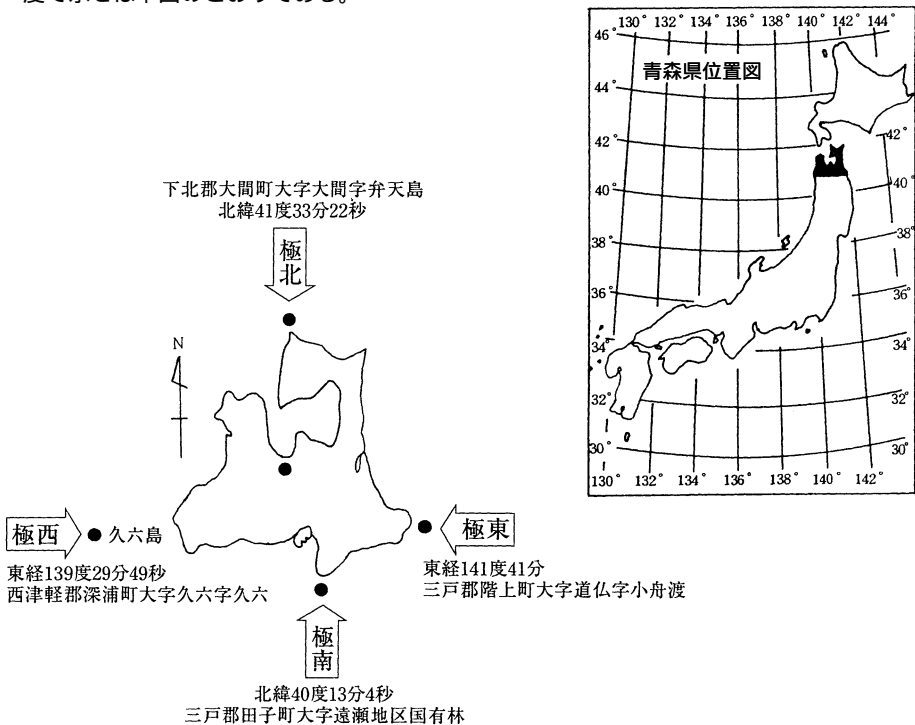
平成21年気象集計値

区 分	青 森	深 浦	む つ	八 戸
平均気温(℃)	10.6	10.7	9.8	10.5
降水量(mm) <総量>	1,459.5	1,650.5	1,629.5	1,205.0
日照時間(時間) <月平均>	130.3	118.5	133.3	148.6
最深積雪(cm)	63	24	30	18

資料：気象庁

2. 位 置

本県は、本州の最北端にあり、北は津軽海峡を隔てて北海道と対し、南は秋田・岩手の両県に接している。東は太平洋、西は日本海に面し、三面海に囲まれている。これを経緯度で示せば下図のとおりである。



3. 土 地

総面積は、平成21年10月1日現在、9,644.21km²で、国土の2.6%に当たり、47都道府県中第8位の大きさである。東北6県では岩手県（全国第2位）、福島県（同3位）、秋田県（同6位）に次ぐ大きさである。

4. 気 象

青森県の気象は、本州最北端部にあるため、短い夏と長い冬が特徴である。

複雑な地形や海流の影響で地域によって気象に大きな差が見られる。

暖候期（4月から10月）は、津軽南部は温暖であるが、津軽北部や下北及び三八・上北地方では、春から夏にかけて吹く冷湿な偏東風（やませ）のため、低温の日が現れ易く、しばしば冷害に見舞われている。

寒候期（11月から3月）は、三八地方は雪が少なく、晴れる日が多いが、津軽・下北地方は季節風を強く受け、雪の日が多く、12月から3月まで雪に覆われている。山間部を除くと、五所川原市から青森市、野辺地町にかけての地域が県内では多雪地帯に属する。

5. 地 勢

地勢は奥羽山脈が県の中央と南北に走り、中央山地を形成しており、秋田県境には、出羽山地の延長に当たる西部山地が形成されている。このほか、津軽半島の脊梁山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野をなし、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の頸部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域に東部丘陵が形成されている。

(1) 主 な 山 岳

名 称	標 高	所 在 等
八甲田山<大 岳>	1,584 ^m	奥羽山脈北部（八甲田山とその周辺）
八甲田山<高田大岳>	1,552	〃
櫛ヶ峯<上 岳>	1,516	〃
戸来岳<三ツ岳>	1,159	〃
岩 木 山	1,625	白 神 山 地
向 白 神 岳	1,250	〃
白 神 岳	1,235	〃
二 ツ 森	1,086	〃

資料：国土交通省国土地理院「日本の山岳標高一覧 1003 山」

(2) 主 な 河 川

名 称	流路延長	水 源 地	流 末 地	名 称	流路延長	水 源 地	流 末 地
馬 淵 川	142.0km	岩手県	八戸市	赤 石 川	39.3km	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町
岩 木 川	102.0	西目屋村	五所川原市	平 川	42.0	平川市	藤崎町で 岩木川へ合流
新井田川	80.2	岩手県	八戸市	熊 原 川	73.3	田子町	三戸町で 馬淵川へ合流
奥入瀬川	70.7	十和田市	おいらせ町	坪 川	35.9	七戸町	七戸町で 高瀬川へ合流
高 瀬 川	64.0	七戸町	六ヶ所村	浅 水 川	35.0	三戸町	八戸市で 馬淵川へ合流
五 戸 川	50.7	新郷村	八戸市	十 川	15.0	黒石市	五所川原市で 岩木川へ合流
中 村 川	44.9	弘前市	鱒ヶ沢町	追良瀬川	40.8	深浦町	深浦町
浅瀬石川	44.2	平川氏	藤崎町で 平川へ合流	堤 川	22.8	青森市	青森市

資料：県河川砂防課

(3) 主 な 湖 沼

名 称	面 積	所 属 又 は 関 係 市 町 村
小 川 原 湖	62.16km ²	東 北 町
十 和 田 湖	61.02	十 和 田 市（秋田県含む）
十 三 湖	18.06	五所川原市
鷹 架 沼	5.65	六ヶ所村
尾 駱 沼	3.58	〃
宇 曾 利 山 湖	2.66	む つ 市
市 柳 沼	1.69	六ヶ所村
姉 沼	1.56	東 北 町
田 面 木 沼	1.51	六ヶ所村
田 光 沼	1.16	つ がる 市

資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

6. 沿 革

(1) 青森県の変遷

明治元年12月	明治4年	明治4年9月4日	明治4年9月23日	明治4～9年	平成18年1月	
陸奥国	藩から 県へ	(合併)	青森県	青森県 〔新官制による〕 〔4年11月2日〕 二戸郡	青森市	東津軽郡
	弘前県 黒石県 八戸県 七戸県 斗南県 館県...	弘前県	〔津軽郡 北郡 三戸郡 二戸郡〕 →福山支庁	〔明治9年5月〕 〔25日岩手県へ〕 松前 〔明治5年9月20日〕 開拓使函館支庁へ 〔北海道〕	弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市 つがる市 平川市	西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 上北郡 下北郡 三戸郡

資料：県立郷土館

(2) 市町村の変遷

市	郡	大正元年	昭和元年	20年	28年10月1日現在	31年3月31日現在	44年8月1日現在	55年5月1日現在	平成19年3月1日現在
総	数	170	170	164	163	74	67	67	40
	市	2	2	3	3	6	8	8	10
	町	10	21	30	33	30	33	34	22
	村	158	147	131	127	38	26	25	8
東津軽郡	〔町 村〕	— 23	1 22	2 20	3 18	3 5	3 3	3 3	3 1
西津軽郡	〔町 村〕	2 18	3 17	3 17	3 17	3 5	3 5	3 5	2 —
中津軽郡	〔町 村〕	— 16	— 16	— 16	— 16	— 3	1 2	1 2	— 1
南津軽郡	〔町 村〕	1 28	4 25	8 20	9 19	6 3	5 3	5 3	2 1
北津軽郡	〔町 村〕	1 22	3 20	5 18	5 18	4 3	4 2	4 2	3 —
上北郡	〔町 村〕	3 13	3 13	4 12	5 11	5 7	9 2	9 2	6 1
下北郡	〔町 村〕	1 8	2 7	5 4	5 4	5 4	3 4	3 4	1 3
三戸郡	〔町 村〕	2 30	5 27	3 24	3 24	4 8	5 5	6 4	5 1

資料：県市町村振興課「市町村事務要覧」

7. 県 の 人 口

(概況)

平成21年10月1日現在における本県の人口総数は、1,382,517人となり、平成20年10月1日現在と比較して12,289(△0.9%)の減少となった。また、平成21年10月1日現在の世帯数は、522,097世帯となり、平成20年10月1日現在と比較して、3,155世帯(0.6%)の増加となった。

人口を男女別にみると、男性は649,689人で平成20年と比較して6,168人(△0.9%)の減少、女性は732,828人で同じく6,121人(△0.8%)の減少となっている。

(1) 年次別人口の推移

(各年10月1日現在)

	年次	世帯数	人 口			人 口 増 減 数		女100人 に対する 男の人数	一 世 帯 当 たり 平均人数
			総 数	男	女	対前年同月	対前回国調		
国 勢 調 査 結 果		世帯	人	人	人	人	人	人	人
	大正9年	127,690	756,454	381,293	375,161	△38,793		101.6	5.92
	14	138,657	812,977	408,770	404,207	21,977	56,523	101.1	5.87
	昭和5年	148,303	879,914	441,441	438,473	19,014	66,937	100.7	5.93
	10	159,053	967,129	484,277	482,852	34,029	87,215	100.3	6.08
	15	169,108	1,000,509	496,614	503,895	△32,391	33,380	98.6	5.92
	22	206,059	1,180,245	579,690	600,555	91,013	179,736	96.5	5.73
	25	220,755	1,282,867	635,547	647,320	24,985	102,622	98.2	5.81
	30	243,353	1,382,523	678,837	703,686	27,940	99,656	96.5	5.68
	35	276,197	1,426,606	694,037	732,569	△16,714	44,083	94.7	5.17
	40	310,219	1,416,591	682,972	733,619	△20,378	△10,015	93.1	4.56
	45	347,801	1,427,520	685,477	742,043	3,003	10,929	92.4	4.10
	50	387,587	1,468,646	707,232	761,414	29,996	41,126	92.9	3.79
	55	428,557	1,523,907	735,444	788,463	12,610	55,261	93.3	3.56
	60	443,995	1,524,448	731,439	793,009	△2,915	541	92.2	3.43
	平成2年	455,304	1,482,873	704,758	778,115	△17,879	△41,575	90.6	3.20
	7	482,731	1,481,663	704,189	777,474	10,667	△1,210	90.6	3.07
12	506,540	1,475,728	702,573	773,155	650	△5,935	90.9	2.91	
17	510,779	1,436,657	679,077	757,580	△14,290	△39,071	89.6	2.81	
青 森 県 推 計 世 帯 数 及 び 人 口	57	429,840	1,528,083	736,000	792,083	961		92.9	3.55
	58	430,299	1,529,269	735,726	793,543	1,186		92.7	3.55
	59	429,893	1,527,363	733,748	793,615	△1,906		92.5	3.55
	61	442,546	1,519,149	727,586	791,563	△5,299		91.9	3.43
	62	441,681	1,514,966	725,167	789,799	△4,183		91.8	3.43
	63	439,666	1,508,312	721,051	787,261	△6,654		91.6	3.43
	平成元年	437,605	1,500,752	716,296	784,456	△7,560		91.3	3.43
	3	453,251	1,475,705	700,107	775,598	△7,168		90.3	3.26
	4	451,915	1,471,206	696,966	774,240	△4,499		90.0	3.26
	5	451,557	1,469,445	695,748	773,697	△1,761		89.9	3.26
	6	452,173	1,470,996	696,600	774,396	1,551		90.0	3.25
	8	488,923	1,482,010	704,264	777,746	347		90.6	3.03
	9	494,246	1,479,950	702,909	777,041	△2,060		90.5	2.99
	10	499,675	1,478,065	701,197	776,868	△1,885		90.3	2.96
	11	504,627	1,475,078	699,367	775,711	△2,987		90.2	2.92
	13	511,269	1,472,633	700,468	772,165	△3,095		90.7	2.88
	14	515,544	1,467,788	698,013	769,775	△4,845		90.7	2.85
	15	519,535	1,460,050	693,437	766,613	△7,875		90.5	2.81
	16	522,829	1,450,947	688,209	762,738	△9,103		90.2	2.78
	18	514,515	1,423,412	671,651	751,761	△13,245		89.3	2.77
	19	516,603	1,408,589	663,460	745,129	△14,823		89.0	2.73
20	518,942	1,394,806	655,857	738,949	△13,783		88.8	2.69	
21	522,097	1,382,517	649,689	732,828	△12,289		88.7	2.65	

資料：県企画政策部「平成22年 青森県統計年鑑」

(2) 人口動態

(単位：人)

年次	増減(△減)	自然動態			社会動態		
		増減数	出生	死亡	増減数	転入	転出
平成元年	△7,560	4,819	15,630	10,811	△12,379	61,700	74,079
2	△6,190	3,917	14,872	10,955	△10,107	62,211	72,318
3	△7,168	3,710	14,876	11,166	△10,878	60,180	71,058
4	△4,160	3,376	14,845	11,469	△7,536	60,748	68,284
5	△1,278	2,103	14,347	12,244	△3,381	62,319	65,700
6	1,551	2,836	14,681	11,845	△1,285	61,771	63,056
7	471	1,597	14,214	12,617	△1,126	61,626	62,752
8	347	1,517	13,861	12,344	△1,170	60,640	61,810
9	△2,060	899	13,764	12,865	△2,959	59,617	62,576
10	△1,885	1,065	13,783	12,718	△2,950	57,566	60,516
11	△2,987	△291	13,231	13,522	△2,696	56,754	59,450
12	△2,927	△189	12,866	13,055	△2,738	55,292	58,030
13	△3,056	△199	12,905	13,104	△2,857	28,141	30,998
14	△4,747	△811	12,671	13,482	△3,936	28,098	32,034
15	△7,875	△2,243	11,957	14,200	△5,632	27,378	33,010
16	△9,103	△2,444	11,662	14,106	△6,659	25,720	32,379
17	△11,263	△4,146	10,769	14,915	△7,117	24,809	31,926
18	△13,245	△4,099	10,603	14,702	△9,146	23,912	33,058
19	△14,823	△4,650	10,203	14,853	△10,173	23,011	33,184
20	△13,783	△4,921	10,328	15,249	△8,862	22,895	31,757
21	△12,289	△5,867	9,633	15,540	△6,422	23,483	29,905

※1 自然増減率=(前年10月から当年9月までの自然増減数)÷(前年10月1日現在の人口)×100

※2 平成13年以降の社会増減数には、県内市町村間の移動者数は含まれない

※3 社会増減率=(前年10月から当年9月までの社会増減数)÷(前年10月1日現在の人口)×100

資料：県企画政策部「平成21年 青森県の人口」

(3) 市部町村部人口

(単位：人、%)

年次	県		市			町村部		
	推計人口	増減数	推計人口	増減数	割合	推計人口	増減数	割合
平成元年	1,508,854	△7,231	954,374	△1,286	63.3	554,480	△5,945	36.7
2	1,501,623	△6,516	953,088	△737	63.5	548,535	△5,779	36.5
3	1,483,412	△6,450	942,425	△991	63.5	540,987	△5,459	36.5
4	1,476,962	△4,607	941,434	267	63.7	535,528	△4,874	36.3
5	1,472,355	△1,460	941,701	2,502	64.0	530,654	△3,962	36.0
6	1,470,895	1,792	944,203	3,220	64.2	526,692	△1,428	35.8
7	1,472,687	516	947,423	3,314	64.3	525,264	△2,798	35.7
8	1,483,399	△588	957,054	2,091	64.5	526,345	△2,679	35.5
9	1,482,811	△1,785	959,145	330	64.7	523,666	△2,115	35.3
10	1,481,026	△2,374	959,475	845	64.8	521,551	△3,219	35.2
11	1,478,652	△2,984	960,320	143	64.9	518,332	△3,127	35.1
12	1,475,668	△2,856	960,463	88	65.1	515,205	△2,944	34.9
13	1,476,239	△3,396	961,192	381	65.1	515,197	△3,820	34.9
14	1,472,843	△5,796	961,573	△2,284	65.3	511,377	△3,642	34.7
15	1,467,047	△7,569	959,289	△3,147	65.4	507,735	△4,506	34.6
16	1,459,478	△9,746	956,142	△4,549	65.5	503,229	△5,286	34.5
17	1,449,732	△11,769	951,593	△7,438	65.6	497,943	△4,464	34.4
18	1,434,936	△13,417	1,095,217	△8,316	76.3	339,833	△5,026	23.7
19	1,421,519	△26,713	1,086,901	△18,041	76.4	334,807	△8,786	23.6
20	1,394,806	△12,289	1,068,860	△7,779	76.6	326,021	△4,465	23.4
21	1,382,517	—	1,061,081	—	76.7	321,556	—	23.3

※1 推計人口は平成19年までは1月1日現在。平成20年以降は10月1日現在。

※2 市部町村部の区分について、平成16年以前の数値は、当時の市町村境界による区分であり、平成17年の増減数は、平成18年1月1日現在の市町村境界により区分している。

※3 平成3、8、13、18年の推計人口は、前年に国勢調査が行われ、10月1日時点で基準人口(推計の基礎となる人口)が変わったため、前年の人口増減数を前年の推計人口に加えた数値と一致しない。

※4 平成13年以降の県の増減数には、県内市町村間の移動者数は含まれない。よって、市部増減数と町村部増減数を加えた数値とは一致しない。

資料：県企画政策部「平成21年 青森県の人口」

8. 県の予算(平成22年度)

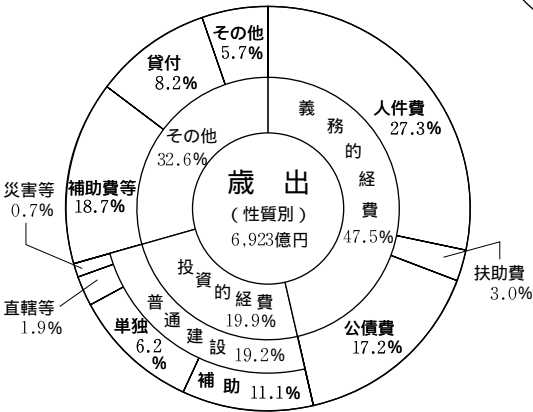
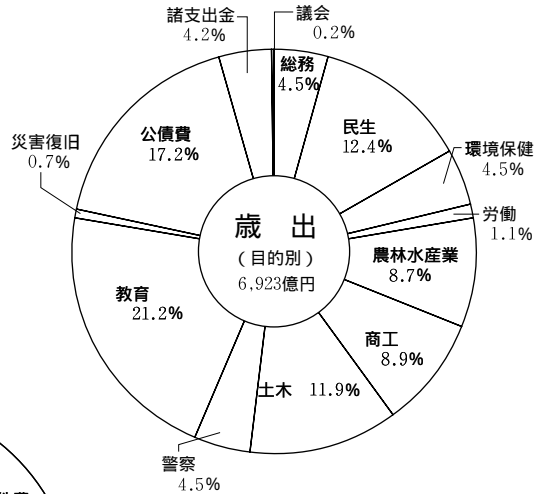
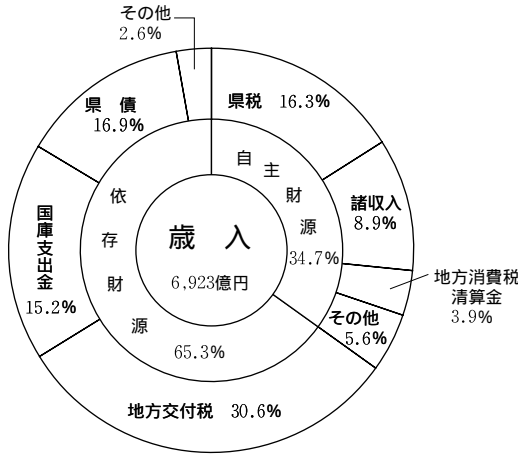
(1) 一般会計

平成22年度一般会計当初予算款別総括表

(単位：千円)

区分	平成21年度当初			平成21年度11月現計			平成22年度当初			比較(%)	
	予算額 A	構成比	一般財源	予算額 B	構成比	一般財源	予算額 C	構成比	一般財源	当初比 C/A	現計比 C/B
歳入											
1 県税	122,253,108	17.7	122,253,108	122,253,108	16.1	122,253,108	112,993,566	16.3	112,993,566	92.4	92.4
2 地方消費税清算金	27,138,964	3.9	27,138,964	27,138,964	3.6	27,138,964	27,157,540	3.9	27,157,540	100.1	100.1
3 地方譲与税	11,725,104	1.7	11,725,104	11,725,104	1.5	11,725,104	16,937,365	2.4	16,937,365	144.5	144.5
4 地方特例交付金	1,166,929	0.2	1,166,929	1,166,929	0.1	1,166,929	1,558,328	0.2	1,558,328	133.5	133.5
5 地方交付税	206,735,000	29.9	206,735,000	205,319,302	27.0	205,319,302	211,500,000	30.6	211,500,000	102.3	103.0
普通	203,235,000	29.4	203,235,000	201,819,302	26.5	201,819,302	208,000,000	30.1	208,000,000	102.3	103.1
特別	3,500,000	0.5	3,500,000	3,500,000	0.5	3,500,000	3,500,000	0.5	3,500,000	100.0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	530,439	0.1	530,439	530,439	0.1	530,439	518,063	0.1	518,063	97.7	97.7
7 分担金及び負担金	5,839,310	0.8	3,462	5,936,003	0.8	3,462	4,868,145	0.7	2,720	83.4	82.0
8 使用料及び手数料	9,378,679	1.4	18,339	9,380,640	1.2	18,339	5,805,567	0.8	17,634	61.9	61.9
9 国庫支出金	103,950,785	15.0	3,572,847	159,238,987	21.0	3,572,847	104,898,512	15.2	2,599,413	100.9	65.9
10 財産収入	1,997,047	0.3	131,072	2,016,403	0.3	131,072	1,681,209	0.2	81,128	84.2	83.4
11 寄附金	29,312	0.0	1	29,312	0.0	1	29,000	0.0	1	98.9	98.9
12 繰入金	17,912,660	2.6	8,400,000	24,963,688	3.3	8,400,000	26,241,568	3.8	3,800,000	146.5	105.1
13 繰越金	1	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	1	100.0	100.0
14 諸収入	64,196,662	9.3	5,564,777	64,422,868	8.5	5,566,438	61,434,136	8.9	3,373,215	95.7	95.4
15 県債	118,346,000	17.1	49,724,000	125,779,000	16.5	49,724,000	116,677,000	16.9	63,000,000	98.6	92.8
計	691,200,000	100.0	436,964,043	759,900,748	100.0	435,550,006	692,300,000	100.0	443,538,974	100.2	91.1
歳出											
1 議会費	1,293,371	0.2	1,293,371	1,220,804	0.2	1,220,804	1,170,561	0.2	1,170,561	90.5	95.9
2 総務費	31,821,691	4.6	22,996,475	39,926,827	5.3	23,703,853	31,075,809	4.5	23,223,861	97.7	77.8
3 民生費	76,019,697	11.0	64,560,851	97,046,945	12.8	64,310,358	86,033,061	12.4	66,237,682	113.2	88.7
4 環境保健費	29,960,175	4.3	14,473,406	38,225,518	5.0	14,523,352	31,076,436	4.5	14,752,673	103.7	81.3
5 労働費	3,929,916	0.6	1,322,410	10,105,667	1.3	1,214,935	7,591,619	1.1	1,160,200	193.2	75.1
6 農林水産業費	65,030,345	9.4	21,832,234	70,976,411	9.3	21,222,298	60,071,085	8.7	20,489,805	92.4	84.6
7 商工費	56,458,504	8.2	6,752,791	57,715,409	7.6	6,693,745	61,700,358	8.9	11,998,536	109.3	106.9
8 土木費	92,475,786	13.4	13,922,909	105,917,703	13.9	13,536,109	82,708,905	11.9	15,420,041	89.4	78.1
9 警察費	32,261,450	4.7	28,589,112	32,481,005	4.3	28,482,196	31,295,113	4.5	28,547,727	97.0	96.3
10 教育費	149,439,217	21.6	113,758,028	153,866,830	20.2	113,182,760	146,727,300	21.2	112,683,086	98.2	95.4
11 災害復旧費	4,705,893	0.7	25,234	4,613,065	0.6	22,437	4,686,869	0.7	29,686	99.6	101.6
12 公債費	118,347,578	17.1	117,994,824	118,348,187	15.6	117,994,761	119,009,785	17.2	118,689,951	100.6	100.6
13 諸支出金	29,306,377	4.2	29,292,398	29,306,377	3.9	29,292,398	29,003,099	4.2	28,985,165	99.0	99.0
14 予備費	150,000	0.0	150,000	150,000	0.0	150,000	150,000	0.0	150,000	100.0	100.0
計	691,200,000	100.0	436,964,043	759,900,748	100.0	435,550,006	692,300,000	100.0	443,538,974	100.2	91.1

歳入・歳出の構成比



(2) 特別会計

(単位：千円)

区 分	平成21年度 当初予算額	平成22年度 当初予算額	前 年 比 (%)
公債費特別会計	153,614,100	174,831,185	113.8%
肢体不自由児施設特別会計	2,218,644	2,072,840	93.4%
港湾整備事業特別会計	3,104,868	2,553,527	82.2%
証紙特別会計	2,439,122	2,561,594	105.0%
管理特別会計	1,258,628	1,388,016	110.3%
下水道事業特別会計	3,938,381	3,516,869	89.3%
駐車場事業特別会計	365,108	348,813	95.5%
鉄道施設事業特別会計	1,379,581	17,814,001	1,291.3%
母子寡婦福祉資金特別会計	366,175	389,201	106.3%
小規模企業者等設備導入資金特別会計	6,236,163	2,490,009	39.9%
農業改良資金特別会計	158,674	153,573	96.8%
林業・木材産業改善資金特別会計	411,925	51,815	12.6%
沿岸漁業改善資金特別会計	132,355	132,355	100.0%
合 計	175,623,724	208,303,798	118.6%

(3) 企業会計

(単位：千円)

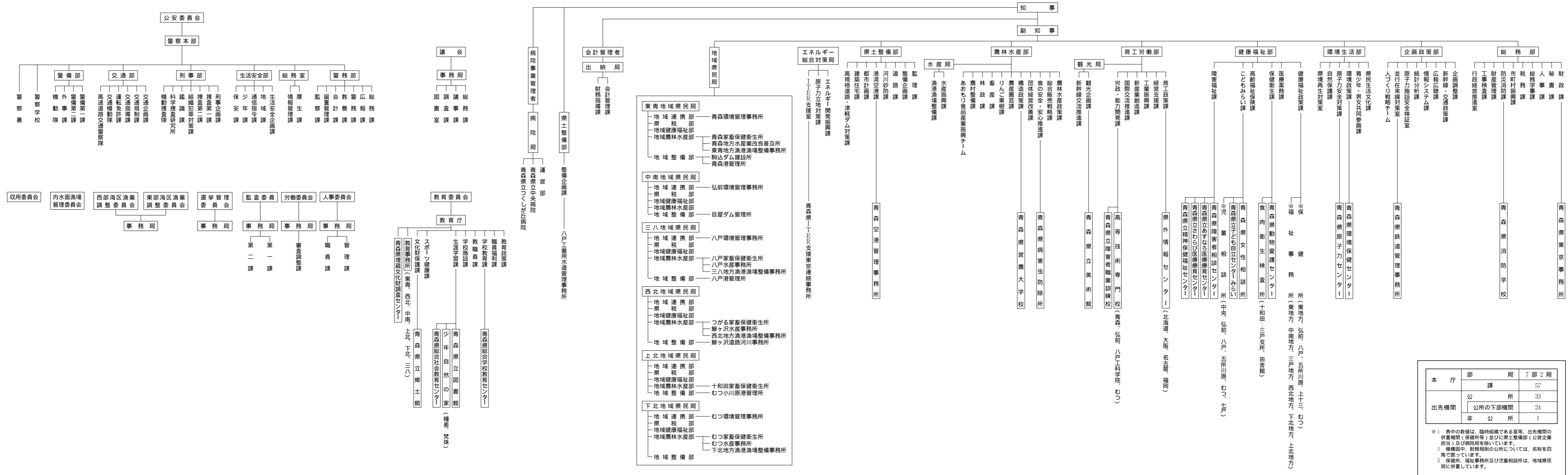
区 分	平成21年度当初予算額	平成22年度当初予算額	前 年 比 (%)	
病院事業	収益の収入	19,084,278	19,562,938	102.5%
	収益の支出	20,624,436	20,281,936	98.3%
	資本の収入	3,381,682	4,197,352	124.1%
	資本の支出	3,381,682	4,197,352	124.1%
工業用水道事業用	収益の収入	979,086	984,801	100.6%
	収益の支出	918,679	823,130	89.6%
	資本の収入	0	10,000	—
	資本の支出	180,778	210,463	116.4%

9. 職 員 数 (定数内現員)

(平成22年4月1日現在)

区 分	平成21年度	平成22年度	増 減 数
1. 知 事 の 事 務 部 局 の 職 員	3,856人	3,687人	△ 169人
一 般 会 計 等 の 職 員	3,743	3,574	△ 169
肢体不自由児施設特別会計の職員	113	113	0
2. 議 会 の 事 務 部 局 の 職 員	24	24	0
3. 選 挙 管 理 委 員 会 の 事 務 部 局 の 職 員	9	9	0
4. 監 査 委 員 の 事 務 部 局 の 職 員	18	18	0
5. 教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 の 職 員	308	307	△ 1
6. 労 働 委 員 会 の 事 務 部 局 の 職 員	8	7	△ 1
7. 人 事 委 員 会 の 事 務 部 局 の 職 員	15	15	0
8. 東 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 の 事 務 部 局 の 職 員	2	2	0
9. 西 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 の 事 務 部 局 の 職 員	4	4	0
10. 学 校 以 外 の 教 育 機 関 の 職 員	147	151	4
11. 地 方 公 営 企 業 の 事 務 部 局 の 職 員	1,002	988	△ 14
小 計	5,393	5,212	△ 181
12. 警 察 官	2,225	2,214	△ 11
一 般 職 員	376	372	△ 4
小 計	2,601	2,586	△ 15
13. 県 立 高 等 学 校 の 職 員	3,003	2,960	△ 43
14. 県 立 特 別 支 援 学 校 の 職 員	986	991	5
15. 中 学 校 の 職 員	3,151	3,105	△ 46
16. 小 学 校 の 職 員	5,289	5,204	△ 85
小 計	12,429	12,260	△ 169
合 計	20,423	20,058	△ 365

青森県行政機構図 (平成22年4月1日現在)



本庁	局	
	課	7部2局
出先機関	公	33
	公所の下部機関	24
	非公	1

※1 表中の数値は、臨時組織である室等、出先機関の併置機関(保健所等)並びに県土整備部(公営企業担当)及び病院局を除いています。
 ※2 機構图中、財務規則の公所については、名称を四角で囲っています。
 ※3 保健所、福祉事務所及び児童相談所は、地域県民局に併置しています。

議会の概要

(平成22年)

平成22年6月

編集 青森県議会事務局調査課

発行 青森県議会事務局

県民鳥「ハクチョウ」



白鳥は、北国に冬を告げる代表的な鳥として県民に親しまれています。
(昭和39年制定)

県の花「りんごの花」



りんごの花は、全国第1位の生産を誇る果実とともに、県民生活と切り離せないものとなっています。
(昭和46年制定)

県の木「ヒバ」



県名の“青森”という名は、ヒバの「青々とした森がっらなっているところ」からとったものとされています。
(昭和41年制定)

県の魚「ひらめ」



本県ではつくり育てる漁業を進めています。ひらめはそれを代表する魚です。
(昭和62年制定)